いわき市
高齢者虐待
対応マニュアル
（養護者編）

令和８年３月

第１（養護者による虐待）編

はじめに

いわき市では、平成 18 年４月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（平成 17 年法律第 124 号)」の施行を受け、虐待の予防と早期発見、発生した事案への適切な対応を目的に、平成 22 年３月に「高齢者虐待防止・対応マニュアル」(初版)を作成し、制度の変遷等に伴う改正を重ねてきました。

今般の改正に当たっては、市町村、都道府県等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に厚生労働省老健局が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和７年３月版)」を主に引用、再構築しながら、本市の対応について整理しています。

また、分冊して第１編を養護者による虐待、第２編を養介護施設従事者等による虐待に特化し、各々第１章は法の目的や対応の基本について解説を加えました。第１編となる本マニュアルの第２章は、養護者による虐待対応に当たる実施機関等の実務的な手引きとして機能することを目的としています。

本マニュアルが、本市の高齢者虐待に係る未然防止、発生した事案の早期発見及び適切な対応の一助となり、ひとりひとりが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らせるまち いわきの実現に資することを切に願います。

いわき市地域包括ケア推進課

法令及び引用、参考文献の略記方法

略記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
ＤＶ防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
国マニュアル	市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和７年３月　厚生労働省老健局）
手引き	平成 22 年度老人保健健康増進等事業　市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成 23 年３月　社団法人 日本社会福祉士会）
報告書	令和２年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和３年３月　公益社団法人 日本社会福祉士会）

第１（養護者による虐待）篇　　目次

第１章　高齢者虐待防止の基本

１　高齢者虐待防止法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **1**

２　「高齢者虐待」の捉え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **2**

⑴　高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **2**

⑵　養護者による高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **2**

①　養護者による高齢者虐待類型（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

②　高齢者虐待防止法の対象外の施設等における高齢者虐待への対応・・・・・・・・・ 4

⑶　高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **4**

①　65 歳未満の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

②　養護関係が明らかでない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

③　セルフ・ネグレクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

④　個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

⑤　虐待対応判定フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

⑷　身体的拘束等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **9**

①　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

②　身体拘束の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

③　緊急やむを得ない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

３　高齢者虐待対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **10**

⑴　対応の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **10**

①　未然防止のための積極的なアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

②　早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

③　関係機関の連携・協力によるチーム対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

④　養護者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

⑤　継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

⑵　対応に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **11**

①　虐待に対する「自覚」は問わない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

②　迅速に対応する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

③　組織的に対応する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

④　高齢者の意思を尊重する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

⑤　高齢者の安全確保を優先（適切に権限を行使）する・・・・・・・・・・・・・・・ 11

⑥　記録を残す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4　高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **13**
⑴　市町村の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **13**
①　高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
②　通報等受付窓口の設置、周知及び時間外対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
③　連携協力体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
④　組織的決定を行う合議・協議の場の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
⑤　マニュアル、帳票類の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
⑥　専門的人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
⑦　関連制度の要綱整備、予算化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
⑧　高齢者虐待防止ネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
⑵　国民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **17**
⑶　保健・医療・福祉関係者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **17**

第２章 養護者による虐待への対応

1　養護者による虐待への対応の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **19**
⑴　初動段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **19**
⑵　対応段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **19**
⑶　終結段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **19**
⑷　養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図）・・・・・・・・・・・・・ **20**

2　相談･通報･届出の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **21**
⑴　個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **21**
⑵　必要な情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **21**
①　５Ｗ１Ｈ＋α・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
②　正確な情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
③　通報等事実の当事者への伝達の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
⑶　記録の作成と報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **22**
①　相談受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
②　管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
⑷　高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ **22**

3　初動コア会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **23**
⑴　コアメンバー会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **23**
①　直ちに招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

② 使用する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
⑵ 会議の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
① 概要説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
② 虐待の可能性の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
③ 緊急性の判断（通報等受理段階）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
④ 今後の対応の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑤ 訪問調査の担当者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑥ 訪問調査までの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑶ 記録の整備、管理・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

4 事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
⑴ 関係機関等からの情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
⑵ 訪問調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
① 信頼関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
② 十分な説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
③ 権利、プライバシーへの配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
④ 通報内容の確認と記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
⑤ 介入拒否がある場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
⑶ 記録の作成と関係書類の整備・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
① 事実確認票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
② アセスメント票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
⑷ 重篤事案の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

5 判定コア会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
⑴ コアメンバー会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
① 資料の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
② 会議の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
⑵ 情報の整理と共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
⑶ 虐待発生要因（総論）の推測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
⑷ 虐待の有無の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
① 判断のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
② 判断の根拠の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
⑸ 緊急性の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
⑹ 深刻度の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
① 深刻度の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
② 深刻度の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

③　深刻度の区分の例（養護者版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
⑺　総合的な対応方針の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
①　虐待は確認されなかった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
②　情報不十分により判断できなかった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
③　緊急性が高い場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
④　①～③以外の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
⑻　支援計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
①　課題（各論）の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
②　課題解決のための目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
③　対応方法（内容、役割分担、期限）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
⑼　次回評価会議の開催日の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
⑽　記録の整備、保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

6　立入調査（行政権限の行使①）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
⑴　法的根拠・要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
⑵　要否の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
①　判断する根拠の積み上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
②　立入調査が必要と判断される状況の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
⑶　事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
⑷　執行手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
⑸　調査報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

7　支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
⑴　記録と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
⑵　情報の収集と共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
⑶　高齢者の保護（養護者との分離）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
①　家族分離の手段の例（いわき市の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
②　市による措置（行政権限の行使②）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
ア　法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
イ　措置の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
ウ　計画的な廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
エ　法人の長への養護の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
③　高齢者緊急一時保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
④　面会制限（行政権限の行使③）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
ア　法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
イ　決定に当たっての原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

ウ　判断の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
エ　必要な行政手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
(ｱ)　弁明の機会の付与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(ｲ)　処分理由の提示と不服申立に係る教示・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
オ　実施できる範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
カ　面会制限の緩和・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
キ　面会制限の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
⑤　住民基本台帳制度における支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑥　養護者の健康保険の被扶養者から外れる手続き・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑦　年金個人情報の確認と秘密保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑧　マイナンバー制度の不開示措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑨　成年後見制度の市長申立（行政権限の行使④）・・・・・・・・・・・・・・・ 46
ア　法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
イ　市長申立が必要な場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
ウ　市成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
⑷　養護者（家族等）への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
①　養護者支援の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
②　信頼関係の確立（初動期の「構築」から前進）・・・・・・・・・・・・・・・ 49
③　介護負担、介護ストレスの軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
④　養護者自身の抱える課題への対応（専門的な支援）・・・・・・・・・・・・・ 50

8　評価会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
⑴　評価会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
①　資料の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
②　会議の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
⑵　実施状況の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
⑶　目標達成状況の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
⑷　支援計画の再決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
①　達成した目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
②　未達成の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
③　対応方法の設定を留保していた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
④　新たな課題やニーズへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
⑤　目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項の例・・・・・・・ 53
⑸　次回評価会議の開催日の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
⑹　記録の整備、保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

9　虐待ケア会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

⑴ 虐待ケア会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
① 資料の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
② 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
③ 会議の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
④ 協議内容と参集者の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
⑵ 事例の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
⑶ 検討事項の協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
⑷ 記録の整備、保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

10 終結コア会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
⑴ コアメンバー会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
① 資料の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
② 会議の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
⑵ 対応終結の可否の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
① 評価のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
② 判断期間の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
⑶ 記録の整備、保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
⑷ 対応終結後の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
① リスク要因を有する家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
② 虐待のリスク要因の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

11 財産上の不当取引による被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
⑴ 関係部署・機関の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
⑵ 被害等の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
⑶ 成年後見制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

【資料】
高齢者虐待に関する相談・通報窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料**1**
帳票類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料**2～**

第１章　高齢者虐待防止の基本

１　高齢者虐待防止法について

高齢者虐待防止法は、平成 18（2006）年４月１日から施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、自治体については、相談、通報、届出の受付体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設等の適正な運営を確保するための権限行使等について定めるものです。

（国マニュアル P2 を基に再構築）



2 「高齢者虐待」の捉え方

⑴ 高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第２条第１項）。また、「高齢者虐待」を、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定義しています（同法第２条第３項）。第１編となる本編では、養護者による高齢者虐待について取り上げます。なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待については第２編で取り上げています。

⑵ 養護者による高齢者虐待とは

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており（高齢者虐待防止法第２条第２項）、一般的には、同居して金銭の管理、食事の用意や介護など、高齢者に対し何らかの世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第２条第４項）。

i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。 iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。（経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となります。）

① 養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※１） など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など

	④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下

	着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
v　経済的虐待（※３）	○ 本人の合意なしに（※２）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

（※１）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年６月 10 日）との判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

（※２）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解のうえで同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

（※３）経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

②　高齢者虐待防止法の対象外の施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業（第２編を参照）以外の施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されませんが、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

⑶　高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待に該当しない又は高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されている場合や、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、虐待として認定したうえで、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、支援を行っていく必要があります。

①　65 歳未満の者

65 歳未満の者についても、老人福祉法や介護保険法を根拠とした対応が可能です。老人福祉法第 10 条の４及び第 11 条に規定する身体上又は精神上の障害があるた

めに日常生活を営むのに支障があるもの等に対する福祉の措置は、原則として 65 歳以上の者が対象ですが、65 歳未満の者であって特に必要があると認められるものも含むとしています（同法第５条の４）。

また、介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に基づく地域支援事業（包括的支援事業）については、地域支援事業実施要綱（平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知別紙）において、地域包括支援センターが行うべき権利擁護業務として、成年後見制度の活用の促進（別記２- 1 -⑶-（ア））、老人福祉施設等への措置の支援（同（イ））、高齢者虐待への対応（同（ウ））が明記されています。地域支援事業は、同法第９条第１項に定める「第一号被保険者（65 歳以上の者）」のみならず、同条第２項に定める「第二号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）」も対象としています。

事案としては高齢者虐待防止法に基づく対応をすべきと思われる状況でありながら、被虐待者が 65 歳未満であることのみをもって法の対象とならない場合には、老人福祉法や介護保険法を適用しながら、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて支援を行います。

なお、18 歳以上 65 歳未満の在宅の障がい者に対する養護者による虐待については、障害者虐待防止法での対応が基本となります（「「障害者虐待防止法に関する Q&A について」の一部改正について」令和３年 12 月 24 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）。

② 養護関係が明らかでない場合

高齢者に対し虐待を行っている者が養護者に該当しない場合は高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりませんが、相談、通報、届出（以下「通報等」という。）の受理段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行います。

また、事実確認等の結果、養護者に該当しない場合は、老人福祉法や介護保険法（地域支援事業における権利擁護事業）、ＤＶ防止法など、事案に応じて適切な法を適用する等の対応が必要です。

ただし、高齢者虐待防止法における「養護」とは、食事など家事の世話や身体の介護、金銭や財産の管理のみならず、家の鍵の管理など、養護者は自分自身のために行っている行為でも結果的に高齢者のためになっていることも含む、「何らかの世話」を指す幅広い概念とされていることに注意が必要です（令和６年度「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」改訂に伴う高齢者虐待対応に関するＱ＆Ａ、１⑴Ｑ６）。

各家庭における生活実態や家族の関係性は、外部の者には分かりにくいものです。高齢者のＡＤＬやＩＡＤＬが自立していれば、一概に養護されていないとは限りません。むしろ、同居家族の間には何らかの協力関係（あるいは干渉）がある方が普通と考えられ、高齢者であれば尚更です。この考え方に基づき、本市では、養護関係の有無の判断に当たり、高齢者の保護（状況の改善）や虐待の当事者支援の必要がある

場合には、高齢者の日常生活の自立度等にかかわらず、原則として、同居家族は養護関係にあるものと取り扱います。

なお、本書においては、以降、高齢者虐待防止法第２条第２項に規定する養護者以外の者を含めて高齢者に対し虐待を行っている当事者を「養護者」と、虐待を行っている当事者以外の家族や親族等を含めた対象を「養護者等」と表します。

③　セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。また、それまでの生活歴や疾病・障害等の理由から、他者の関与を拒否するなど、支援に困難が伴うこともあります。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

客観的に見て支援が必要なセルフ・ネグレクトの状態とは、例えば、

■　判断能力が低下している場合
■　本人の健康状態に影響が出ている場合
■　近隣との深刻なトラブルになっている場合

などがあげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応を行うことが求められます。

介護保険法に基づく地域支援事業の実施要綱においては、地域包括支援センターが行うべき権利擁護業務として、①で述べたほか、高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例への対応（別記２-１-⑶-(エ)）が示されています。

④　個人情報の取扱い

虐待対応に当たっては、通報等の受理から事実確認、検討会など一連の業務において、要配慮個人情報を含む個人情報の関係者間における共有が不可欠ですが、行政機関等や個人情報取扱事業者による個人情報の取得や目的外利用、提供等は、その取扱いの適正を期すため、本人同意を条件づけるなど、個人情報保護法により制限されています（同法第 20 条、第 27 条、第 69 条など）。

虐待対応のうち、高齢者虐待防止法に基づく対応の場合は、同法第９条第１項ほかの規定により、個人情報保護法の制限に係る例外規定のうち「法令に基づく場合」に該当しますので、関係者間における共有が可能です。

一方、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応の場合には、同法第９条第１項ほかの規定が適用されませんので、根拠を他の法令に求めるか、個人情報保護法において限定列挙される例外規定に該当する必要があります。

本市では、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応の場合における個人情報の取

扱いについて、下表のように整理します。

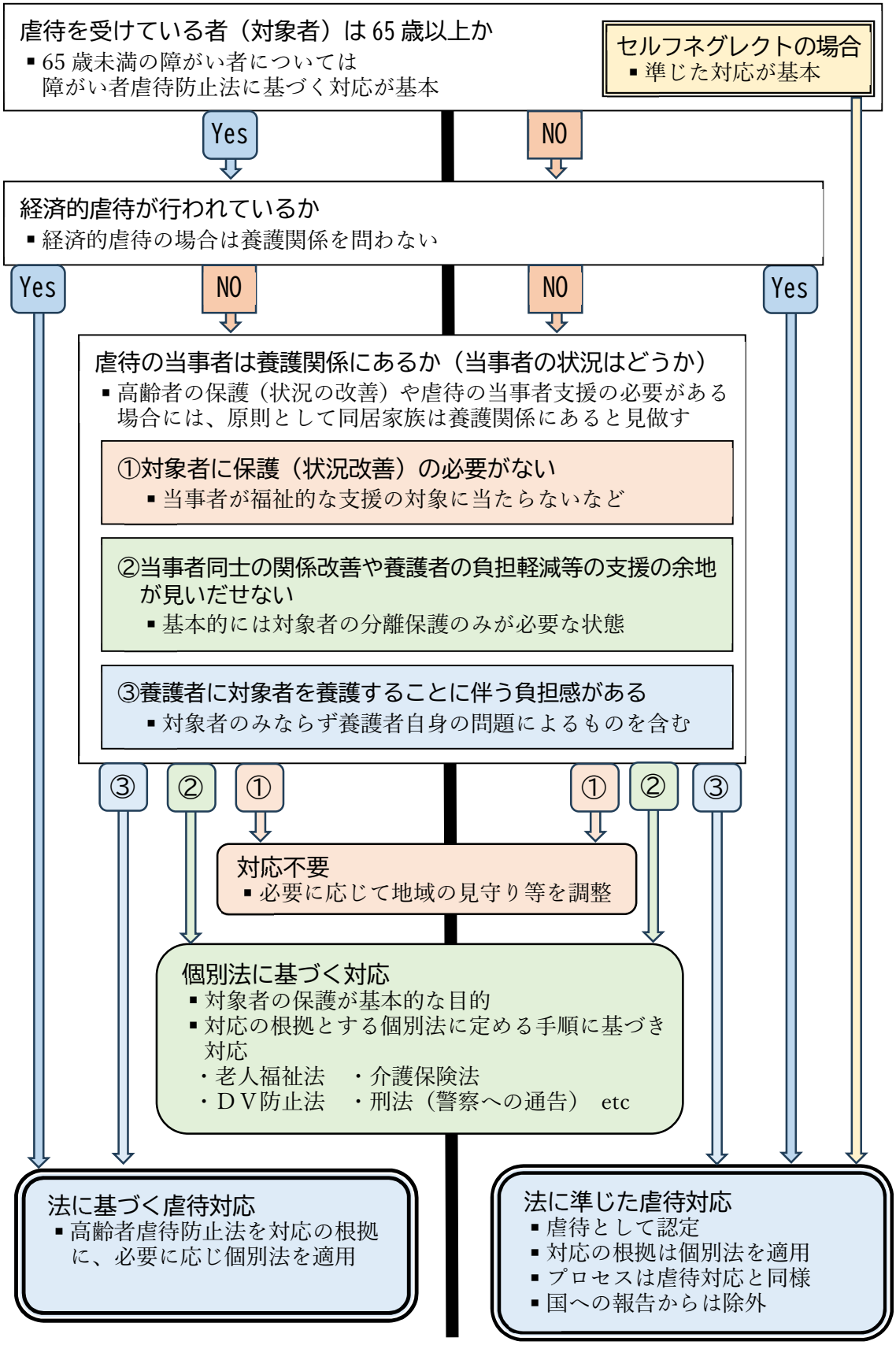
個人情報保護法の禁止事項	個人情報保護法の例外規定	適用法(＊1,2)と根拠条項
■ 個人情報取り扱いの場面		
■ 相談等、連携、会議等で、包括が情報取得する場面		
個人情報取扱事業者による本人同意のない要配慮個人情報の取得(第20条第1項)	法令に基づく場合（第 20 条第 2 項第一号）	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号（包括に限る(＊3)）
	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合（第 20 条第 2 項第二号）	―（法令の規定を要件としていない）
■ 相談等、連携、会議等で、包括が市や民間事業者に又は民間事業者が市や包括に対し情報提供する場面		
個人情報取扱事業者による本人同意のない個人データの第三者提供(第27条第1項)	法令に基づく場合（第 27 条第 1 項第一号）	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号（包括に限る(＊3)）
	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合（第 27 条第 1 項第二号）	―（法令の規定を要件としていない）
	地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合（第 27 条第 1 項第四号）	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号（包括以外の一般民間事業者）
■ 市が虐待対応のために各種情報を利用する場面		
行政機関等による個人情報の目的外利用（第 69 条第 1 項）	法令に基づく場合（第 69 条第 1 項）	老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項各号 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号
	法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合(第 69 条第 2 項第二号)	老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項各号 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号
■ 相談等、連携、会議等で、市が包括ほか関係機関に対し情報提供する場面		
行政機関等による個人情報の外部提供（第 69 条第 1 項）	法令に基づく場合（第 69 条第 1 項）	老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項各号 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号
	他の行政機関（略）に保有個人情報を提供する場合（提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用）（第 69 条第 2 項第三号）	老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項各号 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号，第二号
	本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき（第 69 条第 2 項第四号）	―（法令の規定を要件としていない）

＊1：老人福祉法の適用対象はおおむね 60 歳以上の者（第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置を実施する場合は、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等に限る）である。

＊2：介護保険法の適用対象は被保険者（市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第一号被保険者）及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第二号被保険者））である。

＊3：介護保険法第 115 条の 45 は市町村に係る規定だが、同法第 115 条の 46 第 1～3 項及び第 115 条の 47 条第 1 項の規定により、委託型地域包括支援センターにも及ぶ。

⑤　虐待対応判定フロー図



⑷ 身体的拘束等について

① 基本的な考え方

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること（＊）」です。本人以外の者が本人の行動を制限することは、本人の権利を侵害し、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置くことであり、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

＊ 厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和７年３月,P5

② 身体拘束の具体例

①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議, 身体拘束ゼロへの手引き, 2001,p7 一部改変

なお、これらはあくまで例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。判断するうえでのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

③ 緊急やむを得ない場合

高齢者や他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「緊急やむを得ない場合」とされている切迫性、非代替性、一時性の三要件全てを満たす場合においては、例外的に高齢者虐待には該当しないと考えられます。

○切 迫 性：本人又は他の入所者（利用者）当の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
○非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
○一 時 性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議, 身体拘束ゼロへの手引き, 2001,p22 一部改変

ただし、本人以外の者が本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、「適正な手続き」を極めて慎重に行うほか、速やかに解除に向けて取り組む必要と、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する必要があります。身体的拘束等に対しては、それを必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する３要件を満たすか否か、常に観察、再検討を行っていくことが必要です。

（国マニュアル P2～16、手引き P9 を基に再構築）

3　高齢者虐待対応の基本的な考え方

⑴　対応の視点

①　未然防止のための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

②　早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、通報等の受付窓口の設置及び周知、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

③　関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害福祉、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

また、複合的な問題を抱える事例に対しては、警察、消防、救急、医療機関、金融機関等、問題への対応機能を有した機関との連携が必要になることがあります。

④　養護者の支援

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるものとされています（同法第６条、第 14 条）。被害者である高齢者の救済が第一義であることは勿論ですが、虐待を行っている養護者こそ支援が必要であるとの認識を持ち、養護者への支援を適切に行うことが重要です。

⑤　継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者

の権利擁護を理念とする継続的な支援を行うことが重要です。

⑵　対応に当たっての留意事項

①　虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

②　迅速に対応する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。また、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報等がなされた場合には迅速な対応が必要です。さらに、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても通報等や緊急の保護に対応できるようにし、住民等の関係者に周知する必要があります。

③　組織的に対応する

高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。通報等を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、通報等の内容、状況から緊急性について、また、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて、組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

④　高齢者の意思を尊重する

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。ただし、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

⑤　高齢者の安全確保を優先（適切に権限を行使）する

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、高齢者の安全確保を最優先する必要があります。養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても、また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために必要があれば、高齢者の安全を最優先に考え、適切に行政権限を行使することなどが必要です。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。高齢者の判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるよう促すことが必要です。

⑥　記録を残す

虐待対応では、対応の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。現場や当事者の状態、関係者等の発言内容、行動、態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者を明確に記載します。

また、適切な判断を行い、対応の全体状況や推移を把握するためにも、必ず記録を残すことが必要です。相談受付票や事実確認報告書など判断の根拠を示す書類や、協議の場において対応を決定するまでの議論の過程を記す会議記録（議事録）などを整備することで、市が実施した対応や、その判断根拠について説明が可能となります。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴うほか、情報開示請求や不服申し立て、訴訟等の対象となりやすい虐待対応において欠かすことはできません。

（国マニュアル P17～20，P30 を基に再構築）



4　高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援等を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています（同法第３条～第５条）。

⑴　市町村の責務

地方公共団体、なかでも市町村には、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援、養介護施設等の運営適正化について、第一義的に市町村担当部署が実施し、責任を持つ役割を担うことが規定されています。

①　高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割

■体制整備に関する項目
ⅰ関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第３条第１項）
ⅱ専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第３条第２項）
ⅲ高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第３条第３項）
ⅳ成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）
■養護者による高齢者虐待について
ⅰ高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第６条）
ⅱ通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第９条第１項）
ⅲ老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第９条第２項、第 10 条）
ⅳ立入調査の実施（第 11 条）
ⅴ立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第 12 条）
ⅵ老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第 13 条）
ⅶ養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第 14 条）
ⅷ専門的に従事する職員の確保（第 15 条）
ⅸ関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 16 条）
ⅹ対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第 18 条）
■養介護施設従事者等による高齢者虐待について（略）
■財産上の不当取引による被害防止（第 27 条）
ⅰ養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
ⅱ財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

②　通報等受付窓口の設置、周知及び時間外対応

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報することが定められています（高齢者虐待防止法第７条第１項、第２項、第 21 条第１

項～第３項)。高齢者虐待に関する通報等の受付窓口は、端的にわかる名称を用いて、住民や関係機関に対して、その名称や連絡先を周知しなければなりません。また、休日・夜間の対応窓口についても併せて周知することが必要です（同法第 18 条、第 21 条第５項)。

本市では①
■ 市公式ホームページに情報を掲載し、用語や虐待類型の解説を行うほか、通報等の受付窓口として各地区保健福祉センター及び各地域包括支援センターを案内しています。なお、窓口の一覧は資料1 に記載のとおりです。
「高齢者の虐待防止について」
https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1670821383636/index.html

③　連携協力体制の整備

養護者による高齢者虐待においては、高齢者や養護者への支援に当たり障害福祉担当や精神保健福祉担当、ＤＶ防止担当、消費生活相談担当など様々な部署との連携が必要となることも少なくありません。対応に当たり、事前に庁内関係部署との間で具体的な連携方法等について協議しておき、事案発生時の迅速な対応に向け、備えることが必要です。

また、確認された行為が虐待に該当するかどうかを判断する際や、その後の対応を検討する際には、法律専門職や医療従事者、介護サービスや人権擁護に詳しい専門職や学識経験者などによる専門的な知見やアドバイスが必要となることがあります。各種判断や具体的な対応方法について、各分野の専門家から有効なアドバイスが得られるよう、関係機関との連携を深めておくことが必要です。

本市では②
■ 虐待対応の実施機関となる地区保健福祉センターを市内 7 箇所に設置し、高齢者以外にも、精神を含む障がい者、DV などの母子、児童の福祉のほか、成人及び母子の保健業務を担当しています。また、同じく市内に 7 箇所設置している地域包括支援センターは、各地区保健福祉センターに併設しているなど、本市の実施機関は各分野の連携・協働がとりやすい環境を構築しています。
■ 権利擁護に関する専門機関として保健福祉課内に権利擁護・成年後見センターを設置し、各地区の実施機関に対する専門的支援等を行っています。また、庁外の専門機関等との連携の仕組みとして、学識経験者や弁護士会、司法書士会、医師会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、各種サービス事業者団体、警察署、法務局などからの代表等で組織する「市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」を立ち上げ、支援や連携の体制構築に努めています。

④　組織的決定を行う合議・協議の場の設定

高齢者虐待対応においては、必要となる対応や、その判断根拠を組織的に合議によって決定する必要があります。特に、初動対応の判断、虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、老人福祉法や介護保険法に基づく権限行使の判断、虐待対応の終結の判断については、担当部署の管理職が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められます。

本市では③

■ 虐待対応に係る重要な判断や決定は、管理職が参加する会議（コアメンバー会議）で協議のうえ行うこととしています。なお、具体的な協議体制等については、次章の各段階に併せて示します。

＜コアメンバー会議＞
高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針等を区市町村の責任において決定する会議。

⑤　マニュアル、帳票類の整備

高齢者虐待に組織的に対応するには、マニュアル等を整備し地域包括支援センターと共有することが重要です。マニュアルにより担当部署や担当職員の業務を規定することで、組織として虐待対応を行う根拠や目的、方法を明確にし、対応の標準化を図ることができます。

また、適切な判断を行い、対応の全体状況や推移を把握するほか、説明責任を果たすためにも、必ず記録を残すことが必要です。帳票類の統一は、通報等の受付時や事実確認事前準備の際の確認漏れを防ぐ、担当者によって確認内容に差が出ることを防ぐなど、記録、ひいては虐待対応の標準化を図るためにも必要なことです。

本市では④

■ H22 年3月に初版となる市独自の虐待対応マニュアルを整備し、地域包括支援センターと共有してきました。虐待対応に係る具体的な手順や役割分担のほか、記録様式（帳票）や保存ルール等を定めています。

⑥　専門的人材の育成

高齢者虐待防止法では、地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています（同法第3条第2項）。また、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこととされています（同法第 15 条）。

高齢者虐待の相談・通報件数、虐待を受けたと判断した事例件数は、年々増加する傾向にあります。また、高齢者や養護者が認知症や精神疾患を抱えている場合には専門機関との連携が不可欠であるとともに、虐待対応を終結させた後も高齢者が安心して生活を送るための環境整備まで視野に入れた支援を行うなど、高齢者虐待対応には高い専門性が求められます。虐待対応を適切に行うために、専門的人材の確保・育成に努めることが必要です。

本市では⑤

■ 全国各地の自治体や施設等での豊富な経験と高度な専門知識を有する実践者を市権利擁護アドバイザーとして委嘱しています。

■ 同アドバイザーを講師として、地区保健福祉センターや地域包括支援センター、福祉関連事業所等の、管理職も含めた職員を対象として、経験年数等に合わせた複数のプログラムによる専門研修等を実施しています。
■ そのほか、支援困難ケースの支援方法等について関係機関等からの相談を受け、同アドバイザーが助言を行う権利擁護相談会を実施しています。

⑦　関連制度の要綱整備、予算化

高齢者虐待対応においては、虐待を受けた高齢者に対して老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」等を適用し、一時保護を図ることが必要となる場合があります。また、認知症高齢者等が経済的虐待や消費者被害を受けている場合などには、必要に応じて市町村長申立てを含む成年後見制度利用のための支援を行い、高齢者の権利擁護を図ることが必要です（高齢者虐待防止法第 27 条第 2 項）。

高齢者虐待対応の場面で、これらの制度を迅速かつ有効に活用して高齢者の権利擁護を図るため、各制度の要綱等を作成し、予算を確保しておく必要があります。

本市では⑥
■ 老人福祉法第 11 条による措置（やむを得ない措置を含む）の実施に当たり必要な手続きや整備すべき帳票について、市老人福祉法施行細則に規定しています。
■ やむを得ない措置の具体的な手順や費用徴収については、別途、地区保健福祉センターの手引きとなる説明書を高齢福祉課が作成しています。
■ 成年後見制度の市長申立及び利用支援助成金について、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）が中心的な役割を担うとともに要領の整備及び予算化をしています。

⑧　高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています（高齢者虐待防止法第 16 条）。

具体的には、住民や介護保険事業者等が中心となり、虐待の防止、見守り、虐待やその危険性が疑われる場合の早期発見機能等を担うネットワーク、現に発生している高齢者虐待事案に対し、介護保険事業者や医療機関等が中心となり、円滑なサービス介入等を行うネットワークのほか、専門的な対応が必要とされる場合において、警察、消防、法律関係者などの専門機関・専門職や精神保健分野の専門機関等から円滑な支援、協力を得るためのネットワークなど、虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、事例に応じた支援を行うための連携協力体制づくりが求められています。

本市では⑦
■ 市民の日常生活に密接にかかわる団体や事業者等が日常の業務を通じてさりげない見守り活動等を行う「いわき見守りあんしんネット連絡会」が平成 29 年 3 月 24 日に発足し、本市との間に「高齢者等の見守りに関する協定」を締結しています。
■ 具体的な事例におけるサービス介入や専門機関等の支援については、各実施機関が招集する「虐待ケア会議」において、必要な関係者を交え協議する形をとっています。また、専門機関等の参加について、必要に応じ「市権利擁護支援ネットワー

ク推進運営委員会」を通じた協力要請を行う場合があります。
■ 専門職のネットワークである「市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」については P14（本市では②）のとおりです。

⑵ 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（高齢者虐待防止法第４条)。

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（同法第７条)。これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。

⑶ 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（高齢者虐待防止法第５条第１項)。高齢者虐待を発見しやすいことを自覚し、早期に相談・通報につなげることが強く期待されます。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（同条第２項)。市町村が行う調査や情報収集、高齢者の保護などに対する協力が、欠かすことのできない務めとして位置づけられています。

（国マニュアル P21～35、手引き P23 を基に再構築）

第２章　養護者による虐待への対応

１　養護者による虐待への対応の手順

高齢者虐待事案に対しては、対応の段階に応じて目的を明確にした支援が重要です。

在宅で養護者による虐待が起きた場合には、虐待している養護者を加害者として捉え、必要性の検討が不十分なまま分離を図ってしまいがちです。しかし、家族を批判したり責めたりすることは目的に反するうえに適切な支援につながりません。また、高齢者の安全・安心の確保が最優先されることは勿論ですが、目的として高齢者の「生活全体」や「人生全体」を支える意識が重要です。

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。その家庭が抱えている問題を理解し、虐待の要因を一つ一つ分析し、家庭全体に対する適切な支援を行うこと、世帯全体を手当てする視点を目的意識として持つことが必要です。

⑴　初動段階

本市では、初動段階を、高齢者虐待が疑われる通報等を受け付けた後、初動コア会議で初動の方針を決め、事実確認を行い、高齢者の安全を確認・確保したうえで、判定コア会議で虐待の有無と緊急性等の判断を行い、その判断に基づいて対応方針を決定するまでの流れと位置付けます。

この段階では、事案の概要を把握するとともに高齢者の生命、身体又は財産の安全を確保すること、対応方針を決定することが目的となります。

⑵　対応段階

本市では、対応段階を、判定コア会議で虐待があると判断し対応方針を決定した事案に対して、「対応方針・計画の実施→情報収集と虐待発生要因・課題の整理→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）虐待対応方針・計画の見直し（高齢者虐待ケア会議の開催）→対応方針・計画の実施」という循環を繰り返す流れと位置付けます。

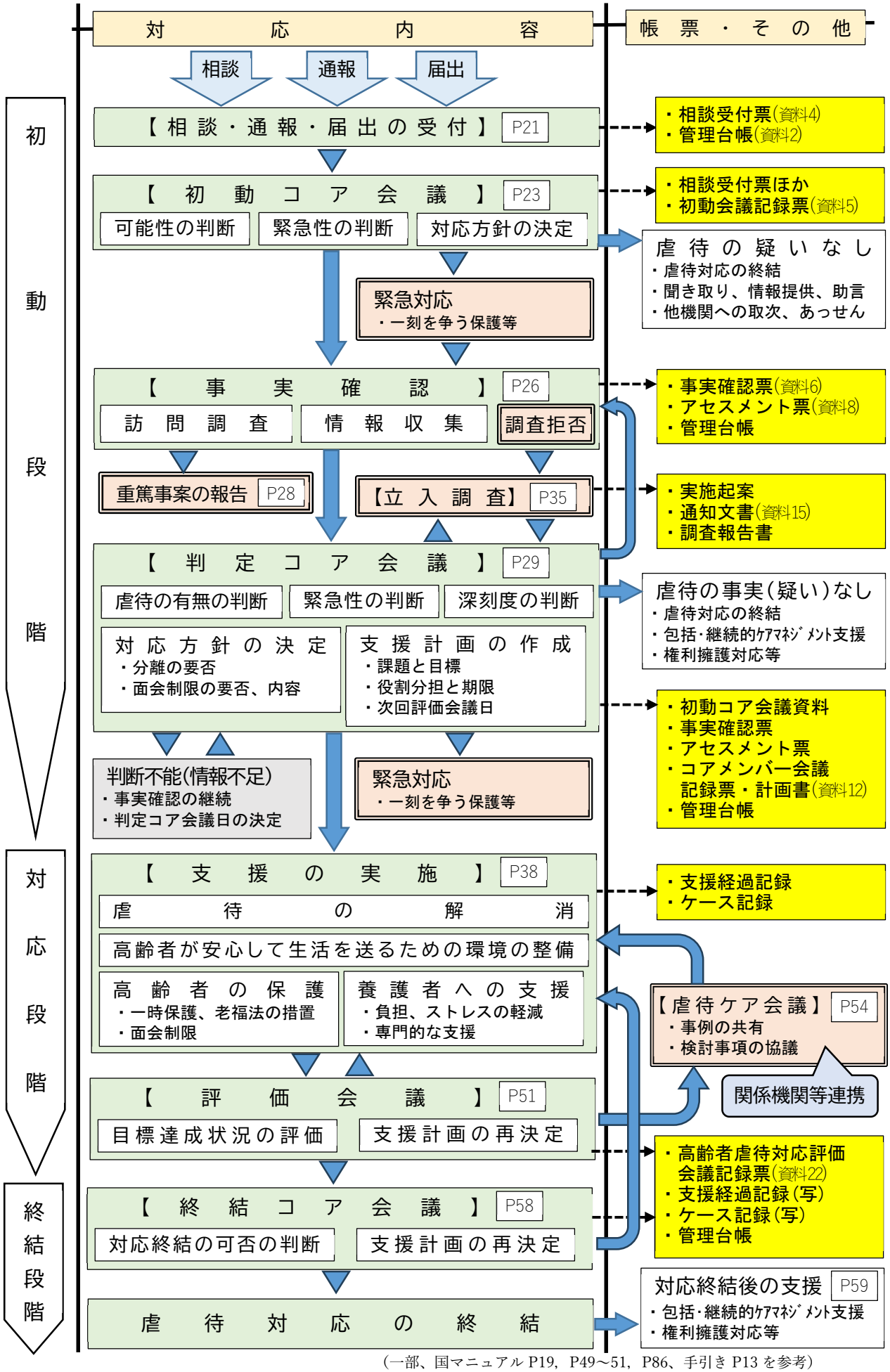
この段階では、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保を意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な支援を、高齢者及び養護者の双方に対して行うことが目的となります。

⑶　終結段階

本市では、終結段階を、評価会議で決定した対応方針・計画の実施により対象世帯の環境等が改善されたことについて、終結コア会議で判断することと位置付けます。

この段階では、虐待が解消され高齢者が安心して生活を送る環境が整ったことの確認が目的となります。

⑷　養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図）



（一部、国マニュアル P19，P49～51，P86、手引き P13 を参考）

2　相談･通報･届出の受付

⑴　個人情報の保護

個人情報保護法では、行政機関等の職員や業務の委託を受けた職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないとされています（同法第 67 条）。高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないと（同法第８条）、また、事務を委託された機関の役員・職員についても、委託を受けた事務に関して知り得た秘密及び通報又は届出を受けた場合に、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（同法第 17 条第２項、第３項）。

通報等を受けるに当たっては、通報等を行う方（以下「通報者等」という。）が来所した場合は内容が周囲に漏れない環境上の配慮をすることや、通報者等の個人情報が漏れることはないことを伝え安心してもらうことが重要です。また、通報者等に対しても、通報等へのお礼と責任を持って対応することのみが伝えられる全てであり、虐待の事実の有無や対応状況などの情報は漏洩できないことを認識する必要があります。

⑵　必要な情報の収集

高齢者虐待に関する通報等を受けるに当たっては、必要な項目を正確に聴き取るために、相談受付票（資料4）を手元に用意し、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者等の情報などを聴き取ることが重要です。

また、「虐待」という言葉が用いられないまま相談が持ち込まれることもあり、その場合、受け付けた相談を虐待の通報等として捉えるかどうかについては、相談を受けた担当者が単独で判断せざるを得ません。寄せられた情報から虐待の疑いを見逃さないよう、権利擁護の意識を高く持つ心構えが必要です。

①　５Ｗ１Ｈ＋α

「いつ（When）」「どこで（Where）」「だれが（Who）」「何を（What）」「なぜ（Why）」「どのように（How）」と、「いつごろ（どの時間帯）」「いつから（継続性）」に着目し、これらを意識した聞取りを心がけます。

②　正確な情報収集

聞取りした内容は対応、特に緊急性の判断に重要です。通報者等と高齢者との関係や、通報者等がその情報を自身で実際に目撃したのか、誰かからの伝聞か、推測かなど、情報源を明確にします。また、通報者等の主観的なあいまい表現（いつも、とても、何度も、ろくに、ひどく等）は、質問により具体的な回数、頻度、程度などを掘り下げ可能な範囲で数値化するなど、正確な情報収集に努めます。

③　通報等事実の当事者への伝達の可否

事実確認などの折に実施機関側が通報者等の情報を一切秘匿しても、通報等があ

ったことを伝えるだけで当事者が勝手に通報者等を推測し、特定或いは誤解され、通報者等などに迷惑が及ぶことも考えられます。通報等があったこと自体を当事者に伝えてよいかは、必ず確認しておきます。

⑶ 記録の作成と報告

① 相談受付票

通報等を受けた内容は、受け付けた職員が相談受付票を作成しまとめます。近隣住民からの通報等で具体的な状況が不明な場合など、必ずしも全項目を埋める必要はありませんが、高齢者のＡＤＬや心身の状況、家族構成など、記載欄のない項目でも、その後の対応に有益な情報は聞き取れる限りで聴取します。

また、通報等を受けた職員は、地区保健福祉センター（以下「地区ｾﾝ」）の場合は担当係長を、地域包括支援センター（以下「包括」）の場合は管理者を、それぞれ経由して、直ちに相談受付票を地区ｾﾝ次長に提出し報告します（緊急の対応が必要と思われる事案の場合は必ずしも形式的な記録の提出及び管理職の経由を要しません）。

② 管理台帳（資料2）

通報等を受けた案件は、案件ごとに管理台帳に記載します。同台帳は、高齢者虐待事案に対する実施機関の対応の一覧的な進捗管理を目的とするもので、地区ｾﾝ次長が管理します。

通報等の報告を受けた地区ｾﾝ次長は、同台帳に対象高齢者氏名と通報等のあった日付を記入し、進行管理を開始します。

⑷ 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

高齢者の居住実態と住所地が異なる場合、本市における虐待対応の担当実施機関は、生活保護法の実施責任と同じ考え方を原則とします。基本的には、住所地（＊1）にかかわらず、居住地（＊2）を、居住地が無いか明らかでない場合は、現在地（＊3）を所管する実施機関が担当することになります。また、居住地の判断が分かれるような場合には、事案の発生した世帯が所在する地区を所管する実施機関とします。担当外の事案に係る通報等を受けた実施機関は、通報等を受け付けた後、直ちに担当の実施機関へ申し送りします。

なお、この取扱いは市外の住民登録者についても同様です。

＊1 住所地：住民票に住所として登録してある場所
＊2 居住地：住民登録にかかわらず、相当の期間起居する場所、居住を目的に滞在する場所、現在地と異なっていても一定期間後に戻ることが予定（期待）される場所
＊3 現在地：（判断時点で）現に所在する場所、医療機関、宿泊施設、相談支援機関、路上…

（一部、国マニュアル P29，P42，P52、手引き P43 を参考）

3　初動コア会議

⑴　コアメンバー会議の開催

受け付けた通報等に対し虐待事案として対応するかどうかの判断は、通報等を受けた担当者の独断ではなく、関係者間で情報を共有し、組織として行うことが重要です。虐待対応の場合、特に初動期においては、緊急的な対応が必要な場合もあります。

本市では、これらの情報共有及び判断を行うに当たり、コアメンバー会議（初動コア会議）を開催します。

①　直ちに招集

虐待通報等の報告を受けた地区ｾﾝ次長は、原則として直ちに、初動コア会議を招集します。参集するメンバー（＊）は次のとおりです。また、地区ｾﾝ次長は、管理台帳に初動コア会議の開催日を記録します。

地区ｾﾝ	・所長（決定権者）　　・次長（主催者） ・高齢者担当係長（司会者）　　・担当者 ・生活保護担当係長 及び 担当者（被保護者の場合） ・健康係長 及び 担当者（支援中ケースの場合） ・その他、世帯に関わりのある職員
包括	・管理者　　・担当者　　・その他、世帯に関わりのある職員

＊ 当日の状況により必ずしもメンバー（特に決定権者である地区ｾﾝ所長）が揃わない場合が考えられますが、会議を先延ばしにすることはせず、可能な限り上位の職員で速やかに組織的判断を行います。

②　使用する資料

資料は、相談受付票を使用し、警察からの「高齢者虐待事案通報書」があれば写しを添付します。また、地区ｾﾝ次長は、会議の招集に当たり、相談受付票の事前配布又は任意の方法で当事者情報を伝達し、各法に基づく認定や支援の経過等がある場合は資料の持参を求めます。

⑵　会議の進行

高齢者担当係長は、司会を務め会議を進行します。

①　概要説明

通報等を受けた担当者が資料に沿って案件の概要を説明したのち、参集者が持参した資料があれば当該参集者が説明します。疑問点等があれば質疑応答を行います。

②　虐待の可能性の判断

通報等の概要から、虐待の可能性の判断を行います。全員で協議し、虐待の疑いがある（可能性が高い）と判断した場合はその類型を分類します。また、虐待とまでは言えないが不適切な状況が認められると判断した場合はその内容と根拠を、虐待の可能性は低いと判断した場合はその判断根拠を、それぞれ明らかにします。

③　緊急性の判断（通報等受理段階）

通報等の概要から、通報等受理段階での緊急性の判断を行います。全員で協議し、高齢者の生命や身体に危険が及んでおり、一刻を争って保護を要するような状況か否かを判断します。

④　今後の対応の決定

虐待の可能性及び緊急性の判断も踏まえて、今後の対応の決定を行います。全員で協議し、今後の対応を虐待対応として進めるとともに、緊急対応を行う場合はその内容と担当者を、事実確認を行う場合は確認すべき事項や方法等のほか予測されるリスク（＊）と対応方法をそれぞれ整理し、日時と担当者を決めます。また、虐待の可能性は低い（当該通報等は高齢者虐待防止法第７条第１項又は第２項に基づく発見者からの「通報」及び同法第９条第１項に基づく本人からの「届出」には当たらない）と判断し、虐待以外として対応する場合は判断根拠を示したうえでその内容を決め、対応不要とする場合はその理由を明示します。

これら一連の判断と決定は、地区ｾﾝ所長の責任で行います。

＊ 高齢者に医学的処置が必要、養護者からの介入拒否、抵抗など

対応方針		決定事項
虐待対応として	緊急対応を行う	内容、担当者
	事実確認を行う	確認事項、方法等、リスクと対応方法、日時、担当者
虐待以外として対応する		判断根拠、内容
対応不要		理由を明示

⑤　訪問調査の担当者

訪問調査を行う際には、客観性を高めるため、原則として２人以上の職員で訪問するようにします。面接では、高齢者や養護者の状態を正確に把握し意向を引き出し易くするために、高齢者や養護者にとって安心・安全な環境を設定すること（高齢者と養護者を分け別々に面接する等）が有効です。

⑥　訪問調査までの期間

本市においては、「子ども虐待対応の手引き（平成 11 年３月 29 日付児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）」に準じ、原則として、「虐待の通告受理後 48 時間以内」に事実確認を行うこととします。ただし、事案によっては直ちに安全の確認や緊急分離措置が必要な場合もあるため、事案にあった対応を図ることが必要です。

⑶　記録の整備、管理・保存

協議の結果は、地区ｾﾝの担当者が初動会議記録票（相談受付表の裏面,資料5）にまとめ、相談受付票と併せて所長以下関係職員の確認を受けると共に、包括と共有します。

これらの資料は、個人ファイルを起こして時系列順に編綴し、正本として地区ｾﾝ（高齢者担当係）が管理・保存します（文書分類 F17、保存期限廃止後５年）。高齢者福祉

台帳や身体障害者更正指導台帳などの既存ファイルがある場合は、当該既存ファイルとの情報連携の確保（写の編綴や一元化）にも留意します。また、個人情報及び行政情報の開示請求に対しては、基本的に地区ｾﾝが対応します。

（一部、国マニュアル P52，P55 を参考）



4　事実確認

高齢者虐待に関する通報、届出を受けた時は、速やかに、高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（高齢者虐待防止法第９条第１項）。即ち、初動コア会議において虐待の可能性があると判断した事案については、全て事実確認を行います。

初動期における事実確認においては、高齢者の生命、身体の安全確認と、虐待の有無を判断するために必要な情報を収集する必要があります。

また、事実確認に当たっては、虐待を受けている高齢者の状態や現在行われている虐待に関する情報のみならず、今後の支援方針を検討するうえで必要となる世帯の状況についても全体的に把握することが重要です。

⑴　関係機関等からの情報収集

対象世帯の情報は多いに越したことはありませんが、この段階では虐待の事実（疑い）が確定しているわけではありません。法に基づく情報収集は可能ですが、対象世帯のプライバシーに配慮し、外部の関係者等に情報提供を求めるに当たっては、虐待対応であることを伝えずに済ませるか、伝えたとしても必要最小限にとどめるよう心掛け、外部からの情報収集に手間暇をかけるよりも速やかに訪問調査することを優先します。

⑵　訪問調査

通報等内容の事実を確認するに当たっては、原則として高齢者の自宅を訪問して高齢者の安全や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。

①　信頼関係の構築

高齢者や養護者と信頼関係を構築することは、その後の支援にも大きく関わる重要な要素です。初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」という事実が判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的かということについても事前に十分検討しておく必要があります。通報等事実の告知の可否のほか、例えば、「虐待」という言葉は使わず、健診の案内や高齢者の困りごと相談のお知らせなどといった別の理由を考える工夫も有効です。

また、養護者が援助を求めている場合や虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。

一方で、虐待の程度が重篤で再発の危険性が高く早急な分離の必要性がある場合は、養護者の行為を焦点化しその危険性を伝え、高齢者の安全確保のための方策についての対話が必要となる場面も生じます。

②　十分な説明

虐待対応であることを告知できる場合には、高齢者や養護者に対して、次の事項等を説明し理解を得ることが重要です。特に、虐待を行っている養護者に対しては、訪問調査やその後の援助が養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明

し、理解を得ることが重要です。

職務について	担当職員の職務と守秘義務に関する説明
調査事項について	調査する内容と必要性に関する説明
高齢者の権利について	高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、憲法のほか、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法等で保障されており、その擁護のために市町村がとり得る措置に関する説明

③　権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵害することがないよう次の事項等に十分な配慮が必要です。

身体状況の確認時	心理的負担を取り除き、脱衣により確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
養護者への聞き取り	第三者のいる場所では行わない。

④　通報等内容の確認と記録

調査においては、高齢者の身体状況、健康状態、養護者に対する態度や、居室内の様子（不衛生・乱雑であるなど）について観察し、通報等のあった内容については必ずその有無を確認するとともに、通報等以外の事実も確認されれば記録します。

また、記録に当たっては、正確性及び客観性を担保する手段として、高齢者の同意を得たうえでの写真撮影を積極的に行います。必要性を説明しても高齢者の同意を得られない場合について、高齢者から拒否された場合は、写真に代わり図を用いるなどして記録します。認知症や意識状態の低下等により高齢者の意思を確認することが困難である場合には、当該困難である状況も記録したうえで写真撮影を行います。

⑤　介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度を取る養護者へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の１つです。基本的には養護者にとって抵抗感の少ない方法を優先的に実施し、それらの方法では困難な場合に限り立入調査を検討する流れとなりますが、高齢者の安全確認ができない、高齢者の生命や身体に関する危険性が認められるなど、緊急対応が必要となる場合は、養護者の拒否的な態度にかかわらず、立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市の管理職が出席するコアメンバー会議で判断します（６立入調査（P35）を参照）。

⑶　記録の作成と関係書類の整備

調査の結果は記録として作成します。また、虐待の事実が確認できた場合は、積極的に関係者等からの情報収集に努め記録に加えるほか、医師の診断書や関係者による記録などの関係書類についても入手に努め、調査記録と共に整備しておきます。

①　事実確認票（資料6）

事実確認票は、調査の担当者が作成します。ここに記載した事実をもとに、判定コ

ア会議において虐待の有無や緊急性等の判断を行うことになります。

② アセスメント票（資料8）

アセスメント票は、包括の担当者が調査の担当者と協働で作成します。虐待に係る直接の事実関係以外の、高齢者や養護者等の情報を整理し、判定コア会議における対応方針の検討材料とします。

⑷ 重篤事案の報告

死亡等の重篤な事案が確認された場合は、地区ｾﾝ所長は、警察に通報するほか、保健福祉部長及び地域包括ケア推進課長に対し、口頭で第一報を入れると共に、速やかに概要報告書（資料11）を作成し報告します。

（一部、国マニュアル P55～58，P64～66 を参考）



5　判定コア会議

⑴　コアメンバー会議の開催

訪問調査等による事実確認によって高齢者や養護者の状況を確認した後、速やかにコアメンバー会議（判定コア会議）を招集し、各種情報を共有のうえ、合議にて意思決定をしていきます。

なお、事実確認により緊急の対応が必要と判断した場合には、地区ｾﾝ所長の判断で手順としての会議の開催前に対応を実施し、後日改めて会議を開催することとして差し支えありません。

①　資料の準備

資料は、次の４点を準備し、原則として事前配布します。

■　相談受付票ほか初動コア会議の資料一式
■　事実確認票及び関係書類（立入調査を実施した場合は併せて調査報告書）
■　アセスメント票
■　コアメンバー会議記録票・計画書（資料12）

アセスメント票の「課題等のまとめ」欄は、調査担当者と包括担当者の協働により、虐待発生要因について事案の当事者ごとに総括的にまとめておきます。

コアメンバー会議記録票・計画書は、総合的な対応方針や支援計画も含め、包括の担当者がその専門性に基づきあらかじめ原案を作成しておきます。その際、「支援計画書」欄の「課題」欄には、アセスメント票に記した総括的な虐待発生要因を事象ごとに細かく分類し、また、具体的な事象そのものではなく事象によって生じている「望ましくない状態」を一般化・抽象化（＊）し、課題としてまとめるよう努めます。

＊　例：【事象】電話が無い。➡【課題】外部との即時の連絡手段が無い。➡【もう一歩進めるなら】外部との即時の連絡手段が無い為に、緊急連絡ができないほか、簡単な連絡事項の伝達にも訪問や郵送を要し手間暇が過大。

②　会議の招集

準備が整い次第、地区ｾﾝ次長は、判定コア会議を招集します。参集するメンバーは次のとおりです。また、地区ｾﾝ次長は、管理台帳に判定コア会議の開催日を記録します。

地区ｾﾝ	・所長（決定権者）　　・次長（主催者） ・高齢者担当係長（司会者）　　・担当者 ・生活保護担当係長 及び 担当者（被保護者の場合） ・健康係長 及び 担当者（支援中ケースの場合） ・その他、世帯に関わりのある職員
包括	・管理者　　・担当者　　・その他、世帯に関わりのある職員
権利擁護・成年後見センター　担当者	

⑵　情報の整理と共有

高齢者担当係長は、司会を務め会議を進行します。司会者は、初動コア会議の資料に

沿って案件の概要を説明したのち、担当者へ調査結果等の報告を求めます。

先ず、調査担当者は、事実確認票に沿って、通報等があり確認できた内容、通報等はあったが確認できなかった内容、通報等はなかったが確認した内容を、それぞれ報告します。

次に、包括担当者は、アセスメント票に沿って高齢者及び養護者その他の一般的な情報を報告し、併せて、関係機関等から入手した資料があれば説明します。

その他、参集者が持参した資料があれば当該参集者が説明します。

それぞれ疑問点等があれば質疑応答を行い、必要と思われる情報が不足していれば抽出しておきます。

⑶ 虐待発生要因（総論）の推測

虐待は、個々の虐待発生リスクが、高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用しあって発生するものです。先ず、収集した高齢者、養護者、その他の情報から、個々の虐待発生リスクを推測します。次に、導き出された虐待発生リスクの相互の関係性から、虐待発生要因を推測します。この総論的な虐待発生要因の推測は、虐待の有無の判断におけるポイントの評価に有効です。

会議では、包括担当者がアセスメント票の「課題等のまとめ」欄にあらかじめまとめておいた当事者ごとの総括的な虐待発生要因について説明し、それぞれの評価に過不足が無いか全員で協議して、過不足が認められれば加除修正します。

⑷ 虐待の有無の判断

事実確認で収集した情報から虐待の有無を判断し、次のいずれかに整理します。

■ 虐待（疑いを含む）の事実が確認された

■ 虐待の事実は確認されなかった

■ 収集した情報が十分ではなく判断できなかった

虐待（疑いを含む）の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを分類します。また、情報が不十分で判断が出来なかった場合は、事実確認を継続します。

① 判断のポイント

虐待として判断（認定）する際のポイントは、次の３つです。

■ 継続性

問題となる行為や状況が、これまで一定の頻度（おおむね半年程度の間）で繰り返し発生しているかどうか、また、今後そのような状況が継続しておこる可能性が高いかどうかを評価します。

ただし、行為結果の重大性によっては、継続性が確認できなくても虐待と判断すべきこともあります。

■ 一方性

問題となる行為や状況が、関係性に関わらず一方的に行われているかどうか、或いは、養護関係にあるなど対等な状態ではない関係性で行われているかどうかを評価します。

養護関係にある当事者間においては、問題となる行為等が一方的でない（高齢者

も養護者に対し暴力等を行っている）場合でも虐待と判断すべきことがあります。

■　当事者解決の困難性

虐待状況の解消に当たり、当事者（本人や養護者等）だけでは解決することが困難と考えられるかどうかを評価します。

当事者で解決することが出来ると考えられる場合は、必要に応じて、通常の権利擁護支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援等により、当事者が自分たちで問題を解決できるよう支援を行います。

（いわき市権利擁護アドバイザー　上田晴男氏）

②　判断の根拠の整理

判断の根拠は、客観的に説得力を持つよう明確にします。誰の、どんな行為が、どんな理由で、虐待に当たるのか又は当たらないのか、当該行為を行っている者或いは受けている者に説明できることが必要です。虐待が有ると判断した場合は、高齢者虐待防止法の対象となる虐待と、同法の対象外だが法に準ずる対応を要する虐待に分け、適用法の根拠を明確にします。

なお、虐待として認定すべき事実があるにもかかわらず、法の求める適切な対応を行わなかったことによって生じた損害に対しては、市は不作為責任を問われる可能性もあることにも留意が必要です。

⑸　緊急性の判断（事実確認後段階）

虐待の（又は虐待が疑われる）事実が確認された場合は、緊急性の判断を行います。緊急性は事案の状況に応じた迅速な対応の必要性を示す指標で、判断の目的は高齢者の安全確保です。生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合には、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性を、高齢者や養護者の協力拒否などにより事実確認ができない場合には、立入調査の要否等を判断します。以下は、緊急性が高いと判断される状況の例です。

1　生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
・　骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
・　極端な栄養不良、脱水症状
・　「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
・　器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2　本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
・　虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
・　家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

3　虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
・　虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
・　虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

4　高齢者本人が保護を求めている
・　高齢者本人が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

⑹ 深刻度の判断

緊急性の判断とともに、深刻度の判断を行います。

① 深刻度の定義

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度として法に基づく対応状況等調査で利用している指標の一つで、虐待を、発生からの時間及び被害の程度という二つの意味で、早期発見できたかを判断する尺度です。

② 深刻度の区分

深刻度の区分は4段階としており、各区分における高齢者の身体・生命・生活への影響度と求められる対応の一覧は次のとおりです。

区分	高齢者の身体・生命・生活への影響度
4（最重度）	虐待によって高齢者の生命の危機や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状況。
3（重度）	虐待によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
2（中度）	虐待が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活の支障が生じている。医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
1（軽度）	本人意思を無視した行為や介護者の都合に合わせたケアが行われている。制度やサービス等の導入・見直し等の検討が必要な状態。

出典：報告書（P38）

③ 深刻度の区分の例（養護者版）

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）
区分の考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危機・重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危機はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行為を制限する行為が繰り返し行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある

性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金を背負わされる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

出典：報告書（P41）

⑺ 総合的な対応方針の設定

虐待の有無と緊急性の判断を行った結果に基づき、総合的な対応方針を設定します。

会議では、包括担当者がコアメンバー会議記録票・計画書の「総合的な対応方針」及び「対応の内容」欄にあらかじめまとめておいた原案について説明し、修正の必要が無いか全員で協議して、必要があれば修正します。

① 虐待は確認されなかった場合

虐待対応としては終結し、必要に応じて権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

② 情報不十分により判断できなかった場合

虐待対応を継続し、必要な情報と収集する期限、判定コア会議の開催日を定め、事実確認を継続します。

③ 緊急性が高い場合

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、重大な結果を招くおそれが予測される場合などには、高齢者を保護するため、養護者から分離する必要があります。

また、高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、高齢者の安全の確認が困難な場合には、立入調査を実施する必要があります。

④ ①～③以外の場合

虐待（疑い含む）が確認されたが緊急性は認められない事案については、虐待の解消に向けて、高齢者本人の意見・希望のほか養護者の意見・希望も可能な限り尊重するとともに、虐待の解消が直ちに高齢者の安心・安全な生活の確保につながるかどうかについても見極め、必要に応じて安心・安全な生活の確保に向けた環境整備についても対応方針を設定することが重要です。

例えば、高齢者及び養護者への生活支援や判断能力の不十分な高齢者の支援の要否、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援なども検討することが必要です。

⑻ 支援計画の作成

設定した総合的な対応方針に基づいて支援計画の作成を行います。支援計画の作成は、虐待発生要因の細分化と、総合的な対応方針の具体的な行動計画化と言えます。

会議では、包括担当者がコアメンバー会議記録票・計画書の「支援計画書」欄にあらかじめまとめておいた原案について説明し、過不足や修正の必要が無いか全員で協議して、必要があれば加除修正します。

① 課題（各論）の抽出

課題は、対象者別の総括的な虐待発生要因を、事象ごとにできるだけ細かく具体的に分類することで抽出します。また、具体的な事象そのものではなく、事象によって生じている「望ましくない状態」を一般化・抽象化（P29 参照）するよう努めます。

なお、現時点では対応が困難で現実的には対応方法を設定できないような課題であってもオミットせず、把握した課題は課題として計画に残します。

② 課題解決のための目標の設定

目標は、対象者別のそれぞれの課題に対して、どのような状態になることが望ましいかを考え設定します。とりわけ、高齢者自身がどのような支援を望み、自らの生活がどのようになることを望んでいるのかといった本人の希望のほか、養護者の希望についても確認し、可能な限り尊重するよう努めます。

また、一つの課題に対して段階的な複数の目標（短期、中期、長期など）を設定することも有効です。特に短期目標は、中期目標までのステップとして（階段を一段ずつ昇るイメージ）、一つひとつは達成し易いようできるだけ低く設定することが進捗管理の観点からも効果的です。

③ 対応方法（内容、役割分担、期限）の設定

対応方法は、対象者別のそれぞれの目標を達成するために、どのような支援が必要かを考え設定します。具体的に何をどのようにするか、誰（どこ）が担うか、また、どのくらいの期間で目標を達成できるかを想定し、決定します。内容と役割分担については、関係機関等への依頼の必要性や依頼する機関等の選定についても検討します。

併せて、課題の「緊急性」や「対応方針の実現に向けた段取り」に基づく対応の優先順位を意識することが重要です。

⑼ 次回評価会議の開催日の決定

事案の重篤度や支援計画の期限も踏まえながら、おおむね一か月程度を単位に、次回評価会議の開催日を決定します。

⑽ 記録の整備、保存

協議の結果は、地区ｾﾝの担当者がコアメンバー会議記録票・計画書を修正することでまとめ、所長以下関係職員の確認を受けると共に、包括及び権利擁護・成年後見センターと共有します。また、その他資料一式とともに個人ファイルに編綴・保存します。

（一部、国マニュアル P60～63、手引き P19，P81，P86，P91～100、報告書 P29 を参考）

6　立入調査（行政権限の行使①）

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、高齢者の安全の確認が困難な場合には、緊急的な対応措置として、行政権限として認められている立入調査の実施について検討する必要があります。

立入調査の実施後は、再度、判定コア会議を実施します。

⑴　法的根拠・要件

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員等に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとしています（高齢者虐待防止法第 11 条第 1 項）。この「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」とは、十分な事実確認ができないことも含め、これまでの経過や関係機関からの調査の範囲において要件の有無を判断すれば足りるものであり、重大な危険が生じていることについての明確な根拠までを求めるものではありません。

なお、立入調査は高齢者虐待防止法第 17 条に規定する委託事項には含まれないため、本市の委託型地域包括支援センターが単独で実施することはできませんが、市からの依頼に応じ関係機関のひとつとして立入調査に同行し、高齢者の生命、身体の安全や生活状況等の確認などの役割を担うことは可能です。

⑵　要否の判断

①　判断する根拠の積み上げ

要否の判断に当たっては、それまでに様々な手段で高齢者の生命や身体の安全確認を試みたが確認できず、他に手段がないことを、組織内で確認することが必要です。例えば、以下のような様々な工夫を重ねてもなお高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった、ということが確認できる必要がありますので、実施した訪問全てについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していくことが求められます（例「〇月〇日〇時訪問 留守で会えず」）。そのうえで、立入調査が必要と判断される状況の例（本項②）と照らして、「立入調査の実施」又は「事実確認の継続」について判断を行います。

■　訪問者について、担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

■　訪問場所について、事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスの利用や定期的な医療機関の受診をしていることが判明した場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの柔軟な対応を行ったか。

■　訪問日時について、事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

② 立入調査が必要と判断される状況の例

○ 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
○ 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
○ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
○ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
○ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
○ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
○ 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
○ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
○ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
○ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成 18 年 4 月厚生労働省老健局)P52

(3) 事前準備

立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。養護者がドアを開けないなどが予測される場合は、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得をする、住居への立入りが許されている親族の立ち会いを依頼する、出入りする時間帯をチェックするなど、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要です。

また、事前の情報によっては高齢者が入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておくことも有効です。

さらに、高齢者虐待防止法では、市町村長は、立入調査の執行に際し必要があると認めるときは、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができるとされています（同法第 12 条第 1 項）。立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけで職務執行をすることが困難であり、警察の援助が必要である場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を書面（資料14）

により行います。

これらの予測される事態に備え、複数の職員を選任します。また、入院等の必要性を的確に判断できる医療職の同行も有効です。

準備が整ったら、立入調査の実施について、地区ｾﾝ所長の起案決裁を受けます。また、調査を実施する理由、法的根拠、日時、職員等を記載した養護者に交付する文書（例資料15）を作成します。

⑷ 執行手順

■ 立入調査の執行について、養護者に事前に知らせる必要はありません。

■ 立入調査を行う職員は、身分証明書（資料16）を携帯します。

■ 立入調査は法律に基づく行政行為であることを説明し、養護者に対し文書を交付します。そのうえで、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処せられることとなっています（高齢者虐待防止法第 30 条）。

■ 高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者に対する態度や脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職などにより身体状況を確認し、可能な場合は高齢者の同意を得たうえで写真に記録します（高齢者の同意については４⑵④（P27）を参照）。高齢者から話を聞くことができる場合は、養護者から離れた場所で聴取します。また、高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、原則として高齢者の同意を得たうえで写真により記録します。

■ 高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい場合は、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、入院や老人福祉法による措置等の実施が必要です。

■ 緊急に高齢者と養護者を分離する必要が認められない場合は、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合は、継続的に関わりを持つこととなります。各機関におけるサービスの説明や、必要に応じて随時相談に乗ること等を伝え、今後の支援につなげやすい環境を作ることが重要です。

⑸ 調査報告書の作成

行政権限の行使である立入調査の執行後は、地区ｾﾝの担当者は、事実確認票のほかに、調査を実施した理由、法的根拠、時系列の執行状況、高齢者や養護者の状況等を記載した調査報告書を作成し、所長の決裁を受けます。

なお、死亡等の重篤事案が確認された場合は、４⑷（P28）に準じます。

（国マニュアル P64～68、手引き P122 を基に再構築）

7　支援の実施

本市の位置付けでは、ここからが対応段階になります。判定コア会議で決定した支援計画に基づき、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備をめざして、必要な支援を行います。

⑴　記録と進行管理

対応の全体状況や推移を把握し適切な判断を行うためにも、また、実施した対応やその判断根拠についての説明責任を果たすためにも、必ず記録を残すことが必要なことは前述のとおりです。記録は、地区ｾﾝと包括が共同で対応した場合は原則として包括担当者が作成し、地区ｾﾝや包括が単独で対応した場合はそれぞれ作成します。虐待対応としての所定の様式は無く、各実施機関で使用する所謂ケース記録等を使用しますが、5Ｗ1Ｈ（特に続柄の起点の固定化・主語の明確化）や体験と伝聞（誰からの）を明記するなど、受付記録同様に、正確かつ簡潔明瞭な記録を心掛けることが重要です。

また、対応の進行管理上でも記録は不可欠です。各実施機関における進捗状況の管理は対応記録の確認を基に行われますので、適宜の記録と速やかな回付が重要です。

⑵　情報の収集と共有

対応段階においても情報収集は不可欠です。初動段階の事実確認とは異なり当事者世帯と密にかかわることを活かし、虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として、より広範かつ詳細な情報収集を行います。

また、必要な情報は会議を待たずに関係機関等と共有します。虐待対応における関係機関等（高齢者虐待対応協力者）との個人情報の共有は、高齢者虐待防止法第９条第１項により、法に基づく場合として個人情報保護法の例外規定が適用されます。

⑶　高齢者の保護（養護者との分離）

緊急性が高い場合や他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などに、虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険等の民間サービスの利用、医療機関への入院のほか、市による緊急一時保護事業や老人福祉施設等への入所措置などの方法が考えられます。

①　家族分離の手段の例（いわき市の場合）

対応手段		備 考
市による措置 P39	養護老人ホーム	・老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号に基づく措置 ・相応の事情がある場合は扶養義務者負担金の認定に実施機関の裁量の余地がある。
	やむを得ない事由による措置	・老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号（短期入所）、同第 4 号（小規模多機能）、同第 5 号（認知症高齢者 GH）に基づく各種サービスの利用及び同法第 11 条第 1 項第 2 号に基づく特別養護老人ホームへの入所 ・契約による介護サービスの利用が著しく困難な場合

		に市が職権で介護サービスの利用に繋げるもので、利用者負担分は市が措置費として施設に支払い債権として本人から徴収する。 ・あらかじめ措置廃止の条件と見込み時期を想定し、施設等と共有しておくこと。
	養護受託者	・老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に基づく措置 ・個人のほか、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」「医療法人の長」も含む。
市の独自事業	高齢者緊急一時保護事業 P40	・緊急に保護が必要な要介護状態等に該当しない高齢者に対し、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに一時的に入所（宿泊）させ、生活環境の改善、体調調整、栄養管理等を行う事業 ・利用料金は 380 円/ 1 日、年間で 14 日間の利用が上限
契約によるサービス利用	介護保険サービス	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム等への入所（居）やショートステイの利用などで、要介護認定等（特養は原則要介護 3 以上）が条件 ・特養の場合、併設 SS 床利用により定員の 5%までは特例入所が可能（無理に SS 扱いする必要がない）なほか、虐待対応に係る定員超過には介護報酬の減算が適用されない。
	・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム	・空床の有無もさることながら、利用者の状態に対する対応力に施設間の格差があるため適切な施設の選択が重要
	・公営住宅 ・民間賃貸住宅	・市営住宅は原則として同居親族があることが入居の条件だが、60 歳以上の方、単身で生活可能な障がい者、生活保護受給者や DV 被害者等には単身での入居が認められる。 ・公営住宅は所得が基準額以内であること、市県民税等の滞納がないことも条件となる。なお、原則として入居者選考（募集）時期が決まっているため緊急対応性は低い。 ・家賃債務に対する保証人が必要な場合が多い。
その他	医療機関（入院）	・治療の必要があるなど医師が認める場合に限り可。 ・原則として一時的なものであり、あらかじめ退院後を検討しておく必要がある。
	一時保護	・自立している高齢女性が夫から暴力を受けている等の場合は、一時保護や民間シェルターも利用可能な場合がある。
	保護命令	・DV 防止法に基づき、被害者からの申立てにより、暴力を振るった配偶者に対し地方裁判所が発する命令。接近禁止、退去など。

② 市による措置（行政権限の行使②）

ア 法的根拠

高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るうえで必要がある場合に、適切に老

人福祉法の措置を講じることは、高齢者虐待防止法（第９条第２項）に規定されており、市の責務です。

イ　措置の種類

老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号による養護老人ホームへの入所措置が一般的ですが、やむを得ない事由による措置として、同第 2 号の特別養護老人ホームへの入所措置が可能です。これらは、対象高齢者の心身の状態によって選択します。

また、やむを得ない事由による措置では、同法第 10 条の 4 による居宅サービス等（第 1 項第 3 号による短期入所生活介護等、同第 4 号による小規模多機能型居宅介護等、同第 5 号による認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等）の利用も可能です。対象高齢者の心身の状態や受入れ施設側の状況に応じて検討するほか、短期的な利用が見込まれる場合などにも有効です。

ウ　計画的な廃止

やむを得ない事由による措置を行う場合は、措置を廃止する条件や時期の見通しを立て、支援計画に位置付けて対応するとともに、受入れ施設と共有しておくことが重要です。

エ　法人の長への養護の委託

老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号による「養護受託者」への養護委託は、基本的には個人の家庭に高齢者を預けることを想定していますが、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されています（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号））。また、社会福祉法人等には医療法人も含められると解されることから、関係者の協力が得られる場合、医療依存度が高いなどの高齢者について、医療機関の長や老人保健施設の長等を「養護受託者」として対応することも考えられます。

③　高齢者緊急一時保護事業

本市では、養護者の不在等により在宅での生活が困難な高齢者、養護者から虐待を受けている高齢者、その他の緊急に保護が必要な高齢者を一時的に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所（宿泊）させる「高齢者緊急一時保護事業」を実施しています。老人福祉法に基づくやむを得ない事由による短期入所施設への入所措置等は必ずしも対象者を要介護等高齢者に限定していませんが、要介護等状態に該当しない方の場合は本事業を優先します。

項目	内容	
利用対象者	全てに該当	・市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者 ・要介護等状態に該当しない方 ・精神および感染症等の法令の規定による入院を要さない方
	いずれかに該当	・日常生活を営むに当たり、家族等による支援を必要とする者のうち、家族等の事情により、一時的に支援を受けることが困難な方 ・養護者からの虐待を受けており、生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる方 ・地区保健福祉センター所長が必要と認める方
利用料金	1 日当たり 380 円	
利用上限	年間 14 日間	

④　面会制限（行政権限の行使③）

ア　法的根拠

虐待からの保護を目的に養護者からの分離を行った高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、高齢者は、さらなる精神的ダメージを受ける場合があります。また、養護者が高齢者を自宅に連れ戻そうとする等の可能性も考えられます。

そのような事態に備えるため、高齢者虐待防止法では、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に規定するやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置と同第 3 号に規定する養護委託措置を採った場合に限り、市町村長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています（高齢者虐待防止法第 13 条）。

イ　決定に当たっての原則

高齢者にとっては養護者と面会する利益の制約であり、その意思の確認と可能な限りの尊重及び説明と同意が重要です。また、養護者にとっても高齢者と面会する利益の制約となる不利益処分にあたること（令和 6 年 8 月 29 日付最高裁判決）から、原則として一定の条件整備による解除を前提とするとともに、その決定及び解除については、地区ｾﾝ所長が出席するコアメンバー会議において、面会による危険性や弊害の有無を総合的に検討して判断することが必要です。

ウ　判断の目安

面会制限の要否や程度は、虐待の内容や経過、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによって高齢者の心身に与える危険性や弊害を考慮して、総合的に検討して判断します。

どのような状況の場合に面会制限を行うか、行う場合はどのような制限を課すかについて、本市では、概ね次に示す状況の有無を目安としながら、個別の状況を総合的に勘案して判断することとします。

面会制限の要否・程度に係る判断の目安

1　面会の全部を制限（禁止）する場合

（1）高齢者は養護者との面会を望んでいないが、養護者との関係性等において意思を正しく表出できない又は養護者が面会を強要するなどにより、意思を実現できない懸念がある。（※1）

（2）高齢者の意思が確認できない又は高齢者が養護者との面会を望んでいる状況下で、以下が懸念される（➡高齢者自身の意に反することは相当に例外的な対応であり、懸念の根拠が客観的であることが必要なほか、原則として丁寧な説得により高齢者の同意を得ること）。

① 面会時の養護者の暴言や暴行が懸念されるなど施設や他の利用者等に対して悪影響を及ぼすおそれがある。（※3）

② 養護者と会うことで高齢者が精神的苦痛を受けるなど心身に悪影響が及ぶおそれがある。

③ 養護者が施設入所等に反対しており高齢者を自宅に連れ戻そうとするおそれがある。

④ 養護者と会うことで高齢者が家に帰りたがるなど高齢者が施設での生活に順応していくに当たり養護者との面会が支障となるおそれがある。

2　面会の一部を制限（場所・時間の指定、第三者の立会を条件づけ等）する場合

（1）養護者が施設入所等に反対しており高齢者に退所を促す等のおそれがある。

（2）養護者の情報が不十分で面会した際の養護者の反応が予測できない。

※1　高齢者が養護者との面会を望んでおらず、かつその意志が実現できる場合は、行政処分としての面会制限は不要です。

※2　高齢者が養護者との一切の接触を望んでいない等の場合は、転居先（現在地）を秘匿します。相手が養護者に限らず、入所施設名や住所等を秘匿することは、高齢者自身が同意しない限り、面会制限ではなく、個人情報保護に係る守秘義務の範疇になります。

※3　養護者が養介護施設等の他の利用者や職員に対して危害を加えるおそれがある又は頻回な電話や訪問等により養介護施設等の業務に支障が生じるおそれがある場合などは、入所先の養介護施設等を秘匿する必要があります。

※4　養護者が市や包括に対し、入所先の養介護施設等を教えるよう何度も迫る等の落ち着かない状態は、上記の場合に該当すると考えられます。

※5　養護者の態度や生活状況が改善し、面会を制限する必要がなくなったと判断できる場合は、面会制限の解除を検討します。

エ　必要な行政手続き

面会制限は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「不利益処分」及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当します（令和 6

年８月29日付最高裁判決、同年12月３日付厚労省老健局高齢者支援課事務連絡)。実施することについては地区ｾﾝ所長の起案決裁を受けるほか、判断及び決定に際しては、行政資料の開示請求や訴訟も視野に、検討の経過及び面会制限が必要な具体的な理由と期間、解除の条件等を明らかにした記録を残すことに留意します。また、法の定める行政手続きについて遺漏のないよう実施することが必要です。

(ｱ) 弁明の機会の付与

処分の決定に先立って、養護者（※1）に対し、不利益処分に対する弁明の機会の付与が必要です（行政手続法第13条第１項第２号)。本市では、手続きについての規則(いわき市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、平成９年９月26日いわき市規則第47号（以下「市規則」という。)）を定めていますので、これに沿って実施します。

弁明の機会を付与することについては、文書（弁明機会付与通知書、市規則様式第20号（資料17)）で通知します。この通知文書には、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明の方式（原則として弁明書（市規則様式第19号（資料18)）の提出を指定します。)、弁明書の提出先と提出期限などを記します。

なお、通知文書は、養護者に確実に届くよう、手交し自署による受領書を徴することや郵送の場合は配達証明付郵便とすることが推奨されています。

弁明書の提出期限は、養護者の準備期間を確保するため、相当の期間を置くこととされており（行政手続法第30条)、２週間程度を基準とし案件によって調整することが一般的のようです。

弁明書が提出されたら、市の事実認識に誤りがないか、新たな事実や酌量すべき事情がないかなど、養護者の主張を十分に審査します。

また、指定した期日までに弁明書が提出されなかった場合は、弁明が無かったものとして取り扱います。

例外的に、弁明の機会を設ける時間的余裕がないなど緊急を要する場合に限り手続きを省略することができます（行政手続法第13条第２項）が、不服審査や訴訟に発展し緊急性が認められなかった場合は瑕疵ある手続きとして処分自体が無効になる可能性もあることから、慎重な判断が必要です。

(ｲ) 処分理由の提示と不服申立に係る教示

処分の決定については、養護者（※2）に対し、文書（例資料19）により通知します。この通知文書には、処分の内容及び根拠となる法令の条項、処分の理由及び期間等のほか、審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条)及び取消訴訟（行政事件訴訟法第46条）ができる旨の教示を記載します。

なお、行政処分は、通知書が相手方に到達したときにその効力を生じるとされていることから、処分決定の通知についても、弁明の機会の付与通知と同様、養護者に確実に届くよう、手交し自署による受領書を徴することや郵送の場合は配達証明付郵便とすることが推奨されています。

※1, 2　高齢者本人の意思に反する場合は、高齢者本人も処分の対象になることから、高齢者本人に対しても通知が必要です。

オ　実施できる範囲

高齢者虐待防止法に基づく面会制限が可能なのは、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定するやむを得ない事由や養護委託による措置を採った場合（同条項第 1 号の養護老人ホームへの措置や第 10 条の 4 各号に基づくやむを得ない事由よる居宅サービス等の利用は含まれないことに注意）で、その対象は高齢者虐待防止法第 2 条第 2 項に規定する養護者に限られます。

面会制限を行う必要があり、かつ関係者の協力が得られる場合には、契約による施設利用や入院が可能であっても、老人福祉法による措置を検討することも有効です。

また、老人福祉法による措置を採っていない例において又は養護者以外の者（養護者の意を酌んだ親族等）に対して面会を制限する必要がある場合には、養介護施設等の長による民法第 206 条に基づく「施設管理権」の範囲で行うことになります。この場合は、行政処分ではないため前述の処分に係る手続きは不要ですが、市との緊密な連携及び行政の責任のもとに行う必要があることは無論ですので、原則として、高齢者虐待防止法に基づく面会制限と同様の過程での検討と意思決定を行い地区ｾﾝ所長名での施設等の長宛て依頼文書（例資料20）を発出します。

カ　面会制限の緩和・強化

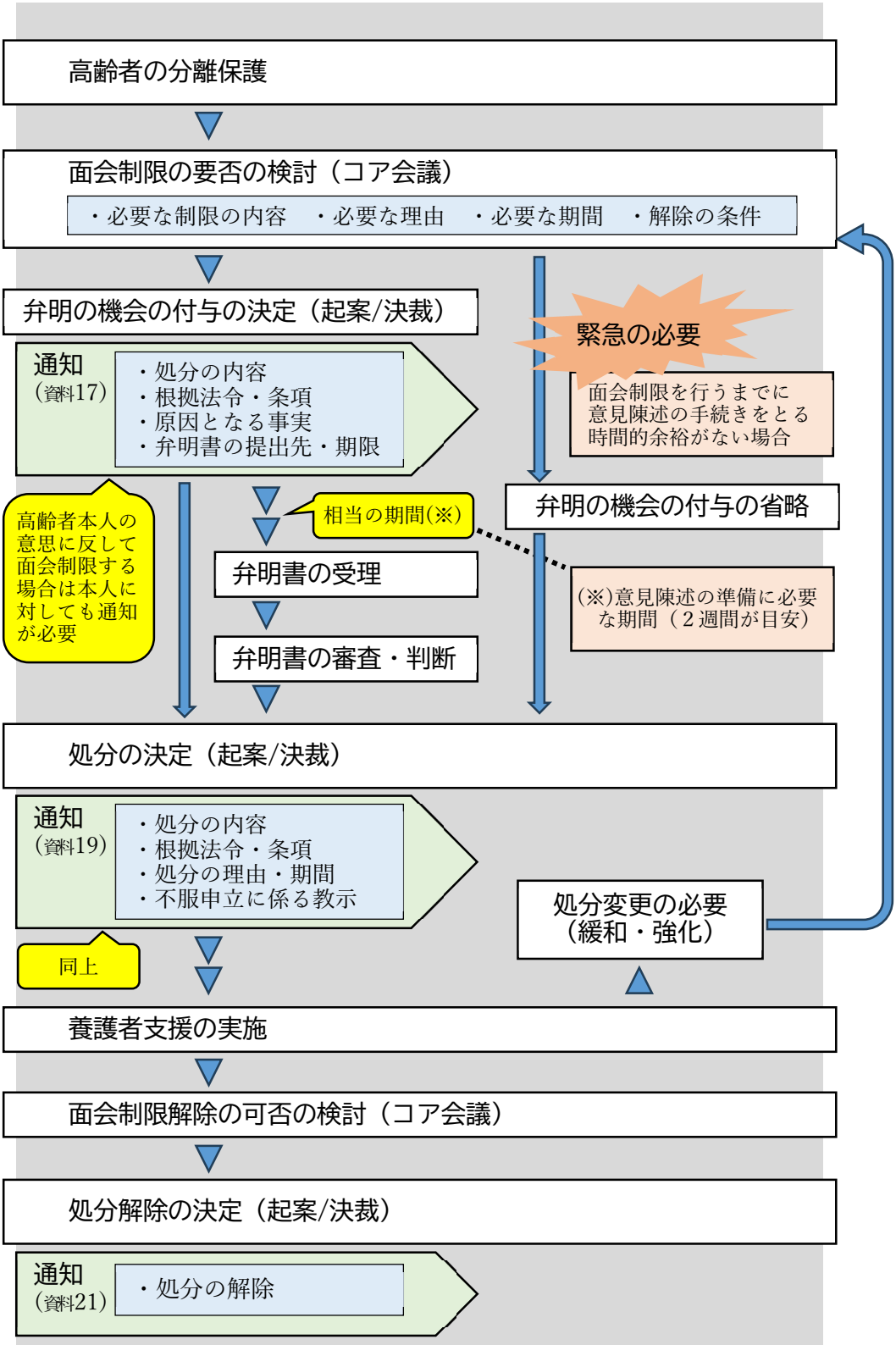
面会制限を実施した後に、養護者の状態の変化等によって、当初決定した処分の内容を変更する場合が考えられます。コアメンバー会議で組織的に検討し判断したのち、処分を緩和する場合（全部制限＝面会の禁止から一部制限＝条件付き面会の許可への変更等）は処分の決定から、処分を強化する場合（一部制限から全部制限への変更等）は弁明の機会の付与から、再度、同様の手続きを行います。

キ　面会制限の解除

面会制限は、一定の条件整備による解除を原則とすることは前述のとおりです。面会制限を実施した後、関係機関の働きかけなどによって養護者の態度や生活状況が改善し、面会を制限すべきと判断した具体的な懸念が解消するなど、面会を制限する必要がなくなったと判断できる場合は、面会制限の解除を検討します。

面会制限の解除についても、必要性の判断と同様、地区ｾﾝ所長を含めたコアメンバー会議で検討し、組織的に判断します。また、決定に当たっては、地区ｾﾝ所長の起案決裁を受け、文書（例資料21）により通知します。

面会制限実施フロー


高齢者の分離保護
面会制限の要否の検討（コア会議）
・必要な制限の内容　・必要な理由　・必要な期間　・解除の条件
弁明の機会の付与の決定（起案/決裁）
緊急の必要
通知
（資料17）
・処分の内容
・根拠法令・条項
・原因となる事実
・弁明書の提出先・期限
面会制限を行うまでに
意見陳述の手続きをとる
時間的余裕がない場合
高齢者本人の
意思に反して
面会制限する
場合は本人に
対しても通知
が必要
相当の期間(※)
弁明の機会の付与の省略
弁明書の受理
(※)意見陳述の準備に必要
な期間（２週間が目安）
弁明書の審査・判断
処分の決定（起案/決裁）
通知
（資料19）
・処分の内容
・根拠法令・条項
・処分の理由・期間
・不服申立に係る教示
処分変更の必要
（緩和・強化）
同上
養護者支援の実施
面会制限解除の可否の検討（コア会議）
処分解除の決定（起案/決裁）
通知
（資料21）
・処分の解除

⑤　住民基本台帳事務における支援措置

虐待の加害者である養護者から身を守るために高齢者が転居したにもかかわらず、養護者やその知人が住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合には、虐待の被害者である高齢者の申出に基づき、被害者の住民基本台帳の閲覧等に係る加害者からの請求を拒否することができます。

⑥　養護者の健康保険の被扶養者から外れる手続き

高齢者を分離保護した後、国民健康保険に加入するため、養護者が被保険者である健康保険の被扶養者から外れる手続きをするに当たり、本来は被保険者からの届出に基づくところですが、高齢者から、次により高齢者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、高齢者を被扶養者から外すことが可能とされています。

■　被保険者と高齢者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書

■　高齢者虐待に関する相談・通報窓口等の公的機関から発行された「被保険者等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書」（又は地方公共団体と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体から発行された確認書）を添付

⑦　年金個人情報の確認と秘密保持

養護者が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいる場合、振込口座を変更する等の対応が必要な場合が考えられます。年金に関する個人情報は、その目的外利用・提供は厳しく制限されていますが、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限り、年金詐取等の虐待事案について自治体が行う厚生労働省令で定める事務のためには、提供できることとされています。

また、日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者については、基礎年金番号を別の番号に変更すること、本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないようにすることが可能です。

⑧　マイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができます。

⑨　成年後見制度の市長申立（行政権限の行使④）

ア　法的根拠

高齢者虐待防止法では、虐待対応のための権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求（以下「市長申立」という。）を行うことが規定されています（同法第９条第２項）。

イ　市長申立が必要な場合

成年後見制度の市長申立が必要とされる場合としては、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者による虐待が生じ、第三者による身上保護と財産管理が必要である状況が想定されます。例えば、

■　経済的虐待において養護者から高齢者の生活年金等の収入や資産を確保する必要がある場合

■　介護・世話の放棄・放任等において養護者や高齢者本人に代わり必要な医療や福祉サービス契約につなぐ必要がある場合

■　やむを得ない事由による措置から通常の利用契約に移行する場合

などです。

虐待対応のために成年後見制度の市長申立をする場合は、老人福祉法第 32 条の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当します。個々の事案において緊急性が高い場合には、適切かつ迅速な申立てが求められます。

ウ　市成年後見制度利用支援事業

本市では、「市成年後見制度利用支援事業」を実施しています。当該事業では、市長申立や審判請求費用の負担、市長申立により後見等が開始された者が次に掲げる者である場合の後見人等への報酬に対する助成金の支給を実施しています。

■　生活保護受給者及びこれに準ずる者

■　助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者

■　その他市長が必要と認める者

市長申立を行うか否かの判断は、虐待評価会議に準じた「成年後見制度利用支援事業個別検討会」で行います。また、手続きは地区ｾﾝと権利擁護・成年後見センターが分担し、近親者の戸籍や後見等に係る意向、収支や資産、税の滞納状況等についての調査を地区ｾﾝが、申立書の作成ほか審判請求に係る家庭裁判所とのやり取りの全てを権利擁護・成年後見センターが担います。

市 長 申 立 フ ロ ー 図

対象者の把握
- 関係者・関係機関からの相談、支援中ケースの状態変化　など

▼

状況調査
- 新規ケースは概要から、支援中ケースは後見制度利用の要否を中心に
- 本人の状況（心身・生活状況・判断能力）　■ 困りごと（現在の・近く予測される）
- 親族の有無・関係性　■ 収入・支出　■ 預貯金・資産

▼

要否検討（後見制度利用・市長申立）
- 本人の状況は制度利用者の状態像に合致するか
- 困りごとは他制度利用等で解決できないか、制度利用によって解決するか
- 申立てを行い得る親族はいるか

※ 成年後見制度利用に係る調査票（資料22）、本人の日常・社会生活の状況に関するアセスメントシート（資料24）により情報を整理したうえで検討する。

▼

判断（成年後見制度利用支援事業個別検討会）
- 申立類型（後見・保佐・補助）の見立て
- 後見人等候補者の見立て（専門職、法人、市民）

※ 成年後見制度利用に係る調査票（資料22）、後見人候補者検討シート（資料27）を資料として使用する。

後見等・市長申立不要

通常支援
- 日常生活自立支援事業(あんサポ)
- 葬送支援事業

▼

審判請求準備
- 2親等内の親族調査（戸籍収集、意向確認）　■ 後見登記確認　■ 診断書作成依頼
- 申立書、申立事情説明書、本人情報シート、財産目録、親族関係図ほかの作成

▼

審判請求（緊急を要する場合は審判前の保全処分の申立て）
- 費用の予納　■ 調査・鑑定への協力　■ 申立類型の変更（必要な場合）

▼

審判確定・後見等開始
- 費用の請求（可能な場合）　■ 後見等報酬の助成（必要な場合）

⑷ 養護者（家族等）への支援

① 養護者支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（同法第 14 条第１項)。高齢者虐待事案への対応においては、被害者である高齢者の救済が第一義であることは勿論ですが、虐待を行っている養護者こそ支援が必要であると考え、養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

高齢者虐待は、高齢者が重度の要介護状態であることや養護者の認知症に対する介護の知識が不十分であること等による養護者の介護疲れ、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある、世帯が経済的に困窮状況にあるなど、様々な状況が絡み合って生じていると考えられます。こうした状況に関する情報を適切に収集し分析したうえで、課題を明らかにし、関係者間で合意された方針に基づいた支援をチームで行うことで、虐待を解消し、新たな虐待を防ぐことができます。

② 信頼関係の確立（初動期の「構築」から前進）

高齢者を支援するためには、まず、高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行える関係作りを行い、相談・助言が行える体制を整えることが重要です。そのためには、定期的・継続的な訪問による見守り時に、養護者に対して声かけやねぎらいなどを行いながら、養護者との信頼関係を形成するように努めることが重要です。

養護者が抱えている悩みや困惑、疲労について、理解を示し、これまで介護などでがんばってきたことを評価し、その苦労をねぎらう（傾聴、共感）など、養護者や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつけるよう努めます。

③ 介護負担、介護ストレスの軽減

養護者による高齢者虐待の主な発生要因として、高齢者の認知症の症状などを起因とした介護疲れ・介護ストレスや高齢者との人間関係などがあります。介護保険サービスの利活用（ケアプランの見直し）は、高齢者に対する適切な介護と養護者の介護負担の軽減を図ることに有効です。特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

また、養護者に認知症高齢者等に対する正確な知識や適切な介護技術がない場合などは、情報の提供や技術の習得に係る支援により、養護者の介護ストレスの軽減を図ります。

サービスの導入や見直しによる介護負担そのものの軽減及び知識や技術の習得による養護者自身の対応力の強化、その両面から養護者を支援することが、虐待リスクの軽減に、また養護者と支援者の信頼関係の形成にも効果的です。

④　養護者自身の抱える課題への対応（専門的な支援）

養護者や家族が虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合には、要因を分析するとともに、養護者に必要な支援について目標を明確にし、それを支援計画に反映したうえで、課題解決のための働きかけを行います。なお、その際は、課題解決を行うために不可欠な関係機関について、開拓、情報共有、連携を充分に行い、養護者が必要な支援につながるために働きかけることが重要です。

特に、養護者に認知症、うつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合や、精神的又は知的な疾病や障害が疑われる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることや、専門的な援助技術を持つ支援機関等の助言や協力を仰ぐことが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、養護者の状態を正確に把握したうえで適切な支援を検討することが重要です。

（一部、国マニュアル P59，P69～84，P87～88、手引き P8～81，P133、R6.12.3 事務連絡を参考）



8　評価会議

⑴　評価会議の開催

コアメンバー会議において設定した日程に従い、評価会議を開催します。支援計画に基づき取り組むことができたか、また、課題の解消が図られたか、支援機関からの状況報告や各関係機関等からの情報等を通じて、高齢者や養護者等の状況等を評価し共有のうえ、必要に応じて、合議にて対応方針・支援計画を修正していきます。

①　資料の準備

資料は、次の２点を準備し、原則として事前配布します（以前の資料は参集者が各自必要に応じ持参します)。

■　高齢者虐待対応評価会議記録票（資料28）

■　支援経過記録（ケース記録）の写

高齢者虐待対応評価会議記録票の「目標達成状況の評価等」のうち「目標」、「実施状況」、「目標達成状況」欄及び「高齢者及び養護者の意見・希望等」欄は、役割分担のある関係機関等からの情報も含め、包括の担当者が記入します。また、「目標達成状況の評価等」のうち「対応方針の変更の有無、変更内容」欄及び「虐待発生のリスク状況の評価」欄は、包括の担当者があらかじめ原案を作成しておきます。

その際、目標の達成状況は、実施内容や経過に係る事実関係だけでなく、当該事実によって目標が達成できたかどうかの評価を中心に記載します。また、新たに設定すべき目標を掲げる場合は、目標欄を新設します。

なお、高齢者及び養護者の意見・希望等は、前回以降の変化があればその変遷も含めて記載します。

支援経過記録（ケース記録）の写は、実施機関（地区ｾﾝ、包括）の担当者が作成している任意の支援記録について、前回会議以降の経過分を資料として添付します。

②　会議の招集

日程に基づき、地区ｾﾝ次長は、評価会議を招集します。参集するメンバーは次のとおりです。また、地区ｾﾝ次長は、管理台帳に評価会議の開催日を記録します。

地区ｾﾝ	・次長（主催者） ・高齢者担当係長（司会者）　　・担当者 ・生活保護担当係長 及び 担当者（被保護者の場合） ・健康係長 及び 担当者（支援中ケースの場合） ・その他、世帯に関わりのある職員
包括	・管理者　　・担当者　　・その他、世帯に関わりのある職員
権利擁護・成年後見センター　担当者	

⑵　実施状況の整理

高齢者担当係長は、司会を務め会議を進行します。司会者は、担当者へ支援結果等の報告を求めます。

各担当者は、高齢者虐待対応評価会議記録票又は支援経過記録（ケース記録）に沿って、設定した目標ごとに、前回会議以降の支援の実施状況について報告します。また、関係機関等から入手した資料があれば説明します。

その他、参集者が持参した資料があれば当該参集者が説明します。

それぞれ疑問点等があれば質疑応答を行い、必要と思われる情報が不足していれば抽出しておきます。

⑶　目標達成状況の評価

会議では、包括担当者が高齢者虐待対応評価会議記録票の「目標達成状況」欄にあらかじめまとめておいた目標ごとの達成状況について説明し、それぞれの評価に過不足が無いか全員で協議して、過不足が認められれば加除修正します。

目標は、課題ごとに、高齢者や養護者の希望も考慮した望ましい状態像あるいは状態像に向けた段階的なステップとして設定したものであることを踏まえ、支援以前と変化があったか否か、あればどのような変化か、を適切に捉えて評価するよう心掛けます。

⑷　支援計画の再決定

目標達成状況の評価を踏まえて、必要に応じて対応方法等を再検討し、以降の支援計画を決定します。基本的には、この評価会議による PDCA サイクルを虐待対応の終結まで繰り返すこととなります。

①　達成した目標

達成した目標のうち、今後は関係機関等からの支援が無くても世帯の状況が悪化する恐れのないものについては、対応を終了し支援計画から外します。また、現在は目標が達成した状態にあるものの状態の維持には継続した支援が必要なものについては、引き続き計画に位置付けるとともに目標の達成と継続支援が必要な旨を明記します。

②　未達成の目標

未達成の目標のうち、目標や対応方法が適切であることを確認したものについては、支援計画には変更を加えず現状維持とします。また、対応方法や目標そのものに変更を加える必要があると判断した場合は、変更した目標等の達成に向けた新たな対応方法（内容、役割分担、期限）を検討し決定します。

③　対応方法の設定を留保していた課題

課題として把握したものの対応が困難として対応方法を設定していなかった課題で、状況の変化等により対応が可能となったものがある場合は、目標や対応方法（内容、役割分担、期限）を設定します。

④　新たな課題やニーズへの対応

対応以降に収集した情報又は気づき等により新たに抽出した課題やニーズがある場合は、それぞれに目標を設定し、対応方法（内容、役割分担、期限）を設定します。

⑤　目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項の例

○高齢者について
・虐待の一時的な解消が図れているか。特に、生命や身体の危険が回避されているか。
・支援機関と目標を共有し、対応を受け入れているか。
・介護サービスの導入により介護負担が軽減するなど、虐待の発生要因や課題が解消したか。新たな課題が生じていないか。
・支援の希望や今後の生活に係る意向に変化はないか。
・養護者やその他の家族、近隣・地域住民等のほか、支援機関を含む関係機関との関係に変化はないか。
・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できそうか。
○養護者について
・介入拒否などがなく、対応（養護者支援を含む）を受け入れているか。
・専門的支援により生活状況が改善するなど、虐待の発生要因や課題が解消したか。新たな課題が生じていないか。
・高齢者やその他の家族、近隣・地域住民等のほか、支援機関を含む関係機関との関係に変化はないか。
○その他の家族について
・高齢者や養護者、近隣・地域住民等のほか、支援機関を含む関係機関との関係に変化はないか。

⑸　次回評価会議の開催日の決定

事案の重篤度や支援計画の期限も踏まえながら、おおむね一か月程度を単位に、次回評価会議の開催日を決定します。

⑹　記録の整備、保存

協議の結果は、地区ｾﾝの担当者が高齢者虐待対応評価会議記録票を修正することでまとめ、所長以下関係職員の確認を受けると共に、包括及び権利擁護・成年後見センターと共有します。また、その他資料一式とともに個人ファイルに編綴・保存します。

（一部、国マニュアル P83～85 を参考）

9　虐待ケア会議

⑴　虐待ケア会議の開催

コアメンバー会議又は評価会議において、庁内外の関係機関や専門家等の助言や協力等が必要だと判断した場合は、虐待ケア会議を開催します。

虐待ケア会議は、コアメンバー以外の参集者が必要な場合において、高齢者虐待対応の責任主体である市が主催する会議です（包括が主催する場合は「個別ケア会議」での開催が一般的です）。参集者や開催方法に一定のルールがある定型的な会議ではなく、地区ｾﾝと包括に第三者を加えた会議であれば、各地区や対象案件等の実情に応じ、参集者の許す範囲で、自由な創意工夫のもと開催して差し支えありません。一例を挙げれば、地区ｾﾝと包括が共同して、当事者支援を行っているサービス事業所等を訪問し一般的な情報共有などの範疇を超えた対応策について三者協議を行う、専門機関（例えば警察や裁判所、法務局など）を訪問し助言や協力を仰ぐ、などは、最も簡易な形態の虐待ケア会議の開催と言えます。以下は、一般的な会合方式による開催の例です。

①　資料の準備

資料は、高齢者虐待ケア会議記録票・計画書（資料30）を準備します。同票の各欄は、当該時点で把握している最新の情報について、地区ｾﾝの担当者が記入します。

また、コアメンバー以外の参集者は当該事例について初見であることを前提に、事例の概要把握に必要な既存又は新たに作成した資料を必要に応じて用意します。

②　個人情報の取扱い

虐待ケア会議に係る個人情報は、法に基づく場合として高齢者虐待対応協力者などの関係機関等との共有が可能ですが、個人の家庭内におけるデリケートな内容であることに鑑み、提供の範囲及び内容を必要最小限にとどめることや参集者に守秘義務を確認すること、場合によっては会議後に資料を回収するなど、慎重な取扱いに努めます。

③　会議の招集

準備が整い次第、地区ｾﾝ所長は、虐待ケア会議を招集します。参集するメンバーは、コアメンバー会議又は評価会議において、事例に応じて決定します。この際、事務簡素化の観点から会議の開催及びメンバーの招集に係る起案決裁は原則として要しませんが、相手方の求めがある場合には、必要な手続きを経て地区ｾﾝ所長名で文書を発出します。

なお、地区ｾﾝ所長は招集の名義人であり必ずしも参加を要するものではなく、地区ｾﾝ及び包括の職員（所長や管理者を含む）を会議の参集者とするか事務局とするか、参集者と事務局の区別自体を明確にしないかなど、会議の形態は事例に応じ自由に決定して差し支えありません。

また、地区ｾﾝ次長は、管理台帳に虐待ケア会議の開催日を記録します。

④　協議内容と参集者の例

代表的な協議内容と参集者の例を以下に示します。

協議内容	参集者
・高齢者や養護者の心身の状態や望ましい支援の在り方について、医療面からの専門的な評価や助言を得たい。 ・高齢者や養護者とかかわっている医療関係者と認識や方針を共有し、連携・協力体制を構築したい。	医師（精神科を含む、可能なら主治医）、看護師、ＭＳＷなどの医療職
・高齢者や養護者の心身の状態や望ましい支援の在り方について、処遇面からの専門的な評価や助言を得たい。	研究者（大学教授等）、社会福祉士などの学識経験者
・養護者による支援者への物理的な抵抗や暴力等が懸念され、協力を得たい。	警察（相談窓口としては生活安全課）
・高齢者や養護者に、高額な負債や財産処分などの法律的な課題があり、助言を得たい。 ・財産上の不当取引等に係る被害の回復を図るための助言を得たい。	弁護士、司法書士、家庭裁判所職員などの法律職 市消費生活ｾﾝﾀｰ
・高齢者に対する生活支援等を導入したい。 ・サービス提供事業者と認識や方針を共有し、連携・協力体制を構築したい。	ケアマネージャー、各種高齢者福祉サービス事業者 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業（あんしんサポート））
・養護者に対する生活支援等を導入したい。 ・就労など、養護者の生活の立て直しを支援したい。	計画相談、各種障害者福祉サービス事業者のほか、困難を抱えた方の支援を行っている支援者や各種団体等 社会福祉協議会（生活・就労支援ｾﾝﾀｰ）
・高齢者や養護者の地域での生活にゆるやかな見守り体制等を構築したい。	民生委員、人権擁護委員、行政嘱託員などの地域住民

本市では、平成 26 年 7 月に「市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会」を設置しています。また、平成 22 年 3 月に福島県弁護士会と福島県社会福祉士会により、「福島県高齢者虐待対応専門職チーム」が結成されています。専門機関等の参加について、必要に応じ、これらの組織を通じた協力要請を行うことも考えられます。

【参考】市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会の委員構成（R7.4.1 現在）

	組　　織	職 種 等
1	医療創生大学	教授
2	いわき市医師会	理事（内科医）
3	福島県弁護士会いわき支部	弁護士
4	福島県司法書士会いわき支部	司法書士
5	福島県社会福祉士会浜方部	社会福祉士
6	NPO 法人　そよ風ネットいわき	理事長
7	いわき市民生・児童委員協議会	会長
8	いわき市社会福祉協議会	生活支援課長（社会福祉士）
9	いわきケアマネ協会	介護支援専門員
10	いわき地区障がい者福祉連絡協議会	会長
11	いわき人権擁護委員協議会	
12	福島県老人福祉施設協議会特養部会いわき支部	特別養護老人ホーム施設長
13	NPO 法人　地域福祉ネットワークいわき	包括管理者（社会福祉士）
14	福島県いわき中央警察署	署長
15	福島県いわき東警察署	署長
16	福島県いわき南警察署	署長
17	いわき労働基準監督署	署長
18	福島地方法務局いわき支局	
19	いわき市保健福祉部	部長

⑵　事例の共有

地区ｾﾝ次長（原則として。以下同じ。）は、司会を務め会議を進行します。司会者は、会議の目的を説明するとともに、高齢者担当係長（原則として。以下同じ。）へ事例の説明を求めます。

高齢者担当係長は、高齢者虐待ケア会議記録票・計画書又はその他の資料に沿って、事例の概要、高齢者や養護者の希望、総合的な対応方針、支援計画やこれまでの対応状況等について説明します。また、添付資料があれば高齢者担当係長又は当該資料提供者が説明し、それぞれ疑問点等があれば質疑応答を行います。

⑶　検討事項の協議

司会者は、検討事項等について、高齢者担当係長へ説明を求め、高齢者担当係長は、当会議において検討が必要な理由も含めて説明します。

検討事項等は、複数ある場合は一つひとつ協議していきます。参集者の自由な発言を妨げるものではありませんが、司会者は、会議が散発的なフリートークに陥ることを避け、論点を絞った協議ができる（参集者が同じことについて考えられる）よう会議をリードします。また、一つひとつの協議事項等についてその都度結論を得、内容を取りまとめます。

⑷　記録の整備、保存

協議の結果は、地区ｾﾝの担当者が高齢者虐待ケア会議記録票・計画書の修正その他の方法でまとめ、所長以下関係職員の確認を受けると共に、包括及び権利擁護・成年後見センターと共有します。また、その他資料一式とともに、個人ファイルに編綴・保存します。

なお、会議の参集者については、対応における役割を分担し支援計画に位置付けのある協力者など、必要に応じて協議の結果を共有します。

（一部、国マニュアル P85 を参考）



10　終結コア会議

⑴　コアメンバー会議の開催

虐待対応の終結は、コアメンバー会議（終結コア会議）において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。

①　資料の準備

資料は、評価会議に準じます。

■　高齢者虐待対応評価会議記録票

■　支援経過記録（ケース記録）の写

②　会議の招集

前回の評価会議において設定した日程に従い、地区ｾﾝ次長は、終結コア会議を招集します。参集するメンバーは次のとおり（判定コア会議同様）です。また、地区ｾﾝ次長は、管理台帳に終結コア会議の開催日を記録します。

地区ｾﾝ	・所長（決定権者）　　・次長（主催者） ・高齢者担当係長（司会者）　　・担当者 ・生活保護担当係長 及び 担当者（被保護者の場合） ・健康係長 及び 担当者（支援中ケースの場合） ・その他、世帯に関わりのある職員
包括	・管理者　　・担当者　　・その他、世帯に関わりのある職員
権利擁護・成年後見センター　担当者	

⑵　対応終結の可否の判断

①　評価のポイント

虐待対応の終結に当たっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。高齢者の権利侵害、即ち「高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にあること」が解消されていなければ、引き続き虐待対応を行う必要があります。

また、終結可能と判断するポイントとして、支援計画に掲げていた課題が解消されることも目安の一つとなります。

なお、実践の場面では、虐待の発生要因を完全に解消し再発リスクをゼロにすることは困難なことがありますが、虐待の再発の怖れからなかなか終結に至れず実現困難な目標が不達成なまま対応を長期化させることは避けるべきです。

そのような場合は、高齢者と養護者の支援体制の構築や支援機関の適切な関与のもと、再発リスクが低下したこと、具体的には

■　養護者の支援に対する受入れがよく、虐待に対する認識が改善した。

■　高齢者や養護者が支援者に対し容易に SOS を発信できる。

■　虐待リスクの高まりを迅速に把握できる見守り体制が構築できている。

などの確認をもって虐待対応としては終結し、以下に述べる「リスク要因を有する家庭への支援」として長期的な通常支援へ移行します。

②　判断期間の目安

本市では、虐待が解消したと評価するために必要な「虐待が確認されない期間」の目安を、在宅のケースの場合は、おおむね６か月とします。これは、関係機関の支援が入る中でおおむね６か月程度の期間を経て虐待行為が再発した場合、前回とは要因等が異なり、改めてのアセスメント等が必要なため、継続する必要性が薄いとの考え方によるものです。

また、施設入所や入院等により長期的な分離が図られたケースについては、協議により個別に判断します。これは、高齢者の分離先における生活の安定度、養護者の分離処置に対する反応や予想される行動等により、直ちに終結可能な場合もあれば数か月単位で様子を見るべき場合もあるなど、案件によって事情が異なるためです。

なお、分離保護が高齢者自身の希望に一致せず、高齢者と養護者の双方が同居の再開を希望しているような場合には、当事者の状態や環境の変化等を踏まえ、在宅同居生活の再開に向けて支援することも考えられます。このような場合においては、分離処置の解消まで虐待対応を継続する必要はなく、いったん終結し通常支援に移行したのち、必要な時期に終結コア会議に準じた単発の会議を開催し、虐待の発生要因や再発リスクの評価を適切に行ったうえで、分離処置の解消が可能かどうかについて、組織的に判断を行うことで差し支えありません。

⑶　記録の整備、保存

協議の結果は、地区ｾﾝの担当者が高齢者虐待対応評価会議記録票を修正することでまとめ、所長以下関係職員の確認を受けると共に、包括及び権利擁護・成年後見センターと共有します。また、その他資料一式とともに個人ファイルに編綴・保存します。

なお、終結する場合は、個人ファイルの文書保存期限は５年間です。また、次長は、管理台帳に終結日を記録し、進行管理を終了します。

⑷　対応終結後の支援

虐待対応としての終結に伴い、必ずしも高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。

①　リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因としては、以下の②に掲げるような例が考えられますが、これらは、高齢者や養護者、家族の生活状況を見極め、早期発見につなげるための重要な指標となります。多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではあ

りませんが、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

② 虐待のリスク要因の例

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢や怪我によるＡＤＬ（日常生活自立度）の低下 ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化	・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け
社会的要因	・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）	・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・ 親族関係からの孤立	・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

（一部、国マニュアル P86，P89、手引き P108～109 を参考）

11　財産上の不当取引による被害の防止

⑴　関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（同法第27条第1項)。

市や包括は、こうした被害に関する相談窓口を周知するとともに、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー)、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行うなど、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

⑵　被害等の相談窓口

本市の相談窓口は以下のとおりです。

○　いわき市消費者センター
TEL：0246-２２－０９９９　　9:00～16:00（平日のみ）
第三者からの消費者被害の対応方法等について専門的な助言を行います。

○　いわき市権利擁護無料法律相談（事前予約制）
弁護士：第２，第４木曜日　14:00～16:30、　司法書士：随時
TEL：0246-２７－８５７１（権利擁護・成年後見センター）
※　予約の受付は、8:30～17:00（平日のみ）
権利擁護に関する法的問題（相続、成年後見制度の利用等）の相談に応じます。
相談を希望する方は、事前に権利擁護・成年後見センターへ予約し、専門相談票（資料32）を作成してください。

○　日本司法支援センター　法テラス
TEL：0570-078374　（平日）9:00～21:00　（土曜日）9:00～17:00

法テラスふたば（最寄りの地方事務所）
TEL：0570-078376　又は 050-3381-3805　　9:00～17:00（平日のみ）

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を無料で案内しています（情報提供業務)。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務)。

このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた５つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています。

⑶　成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合は、本人の金銭管理能力を補い支援するため、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の活用も含めた対応が必要となります。また、本人の判断能力が不十分な場合は、前述した市町村長申立ても含めた成年後見制度も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

（国マニュアル P91 を基に再構築）



資　　料

高齢者虐待に関する相談・通報窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**1**

帳票類

・管理台帳（P22）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
・相談受付票（P21）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
・初動会議記録票（相談受付表裏面　P24）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
・事実確認票（P27）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
・アセスメント票（P28）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
・概要報告書（P28）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
・コアメンバー会議記録票・計画書（P29）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
・高齢者虐待事案に係る援助依頼書（P36）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
・立入調査実施通知書【例】（P37）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
・身分証明書（P37）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
・弁明機会付与通知書（P43）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
・弁明書（P43）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
・面会制限処分通知書【例】（P43）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
・面会制限実施依頼書【例】（P44）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
・面会制限解除通知書【例】（P44）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
・成年後見制度利用にかかる調査票（P48）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
・本人の日常・社会生活の状況に関するアセスメントシート（P48）・・・・・・・・　24
・後見人等候補者検討シート（P48）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
・高齢者虐待対応評価会議記録票（P51）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
・高齢者虐待ケア会議記録票・計画書（P54）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
・（権利擁護無料法律相談）専門相談票（P61）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

養護者による高齢者虐待に関する相談･通報窓口一覧

⑴ 地区保健福祉センター

市の保健福祉に係る各種相談、申請窓口です。

（平 日 日 中）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで　各地区保健福祉センター

（休日・夜間）いわき市役所　電話番号：0246-22-1111

（宿直警備員が受付し、高齢者虐待対応担当者に取り次ぎます。）

⑵ 地域包括支援センター

高齢者の支援に係る中核機関で、高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援、介護予防のマネジメントや介護支援専門員（ケアマネジャー）支援、高齢者の権利擁護などを行います。

※　市外局番はいずれも（0246）

地区	名称	電話番号※	所在地
平	平地区保健福祉センター	22-7457	平字梅本 21 （市役所本庁舎 1 階）
	平地域包括支援センター	22-1174	
	中央台サブセンター	38-5831	中央台高久 2-11-2
小名浜	小名浜地区保健福祉センター	54-2116	小名浜花畑町 34-2 （小名浜支所北分庁舎）
	小名浜地域包括支援センター	53-4760	
	泉サブセンター	84-9460	泉町 1-8-9
勿来・田人	勿来・田人地区保健福祉センター	63-2117	錦町大島 1 （勿来支所 1 階）
	勿来・田人地域包括支援センター	63-2140	
常磐・遠野	常磐・遠野地区保健福祉センター	43-2116	常磐湯本町吹谷 76-1 （常磐支所 1 階）
	常磐・遠野地域包括支援センター	43-2151	
内郷・ 好間・三和	内郷･好間･三和地区保健福祉センター	27-8691	内郷高坂町四方木田 191 （総合保健福祉センター 2 階）
	内郷･好間･三和地域包括支援センター	27-8660	
四倉・ 久之浜大久	四倉･久之浜大久地区保健福祉センター	32-2114	四倉町字西四丁目 11-3 （四倉支所 1 階）
	四倉･久之浜大久地域包括支援センター	32-2115	
小川・川前	小川・川前地区保健福祉センター	83-1329	小川町高萩字小路尻 19-10 （小川支所 1 階）
	小川・川前地域包括支援センター	83-1411	

資料2

令和　　年度　高齢者虐待対応　管理台帳　　地区保健福祉センター

法対応：「基」虐待防止法に基づく対応　「準じた」法に準じた対応（国報告対象外）

管理No.	高齢者氏名	担当者	法対応	前年継続	通報日	初動日	判定日	虐待有無	虐待類型	評価会議・虐待ケア会議・終結コア会議												終結日
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						

所長	次長	（　　）係長	（　　）係長	（　　）係長	係員	担当

相談受付票

【受付年月日　　年　　月　　日】

対応者		所属		受付方法	□ 電話　□ 来所　□ その他（　　）

1　相談者

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		□ 男 □ 女 □ その他	高齢者との関係	
連絡先	住所又は所属機関			
	電話番号			

2　高齢者（被虐待（疑い）者）

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		□ 男 □ 女 □ その他	生年月日	年　月　日	歳
連絡先	住　所				
	□ 自宅　□ 病院（　　）□ 施設（　　）□ その他（　　）				
	電話番号		その他の連絡先		
主疾患	疾患名		かかりつけ医		
経済状況	□ 就労　□ 年金　□ 生活保護　□ その他（　　）				

3　相談内容

主訴	□ 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする（疑い） □ 暑い日や寒い日、雨の日なのに長時間外にいる（疑い） □ 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない（疑い） □ 服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない（疑い） □ あざや傷がある（疑い） □ 問いかけに反応がない、無表情、怯えている（疑い） □ 食事をきちんと食べていない（疑い） □ 年金など、お金の管理ができていない（疑い） □ 養護者の態度（　　） □ その他（　　）
その他 (具体的な状況等)	
情報源	相談者が　□ 実際に目撃した　□ 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した □ 高齢者から聞いた　□ 養護者から聞いた　□ 関係者（　　）から聞いた

4　養護者

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		□ 男 □ 女 □ その他	歳	高齢者との関係	
連絡先	居　所				
	電話番号				
特記事項					

初動会議記録票

記録者：

開催日時	年　月　日　時　分～　時　分			
開催場所				
参加者	所属	氏名	所属	氏名

1　虐待の可能性（通報段階）

□ 身体的虐待の疑い □ 放棄・放任の疑い □ 心理的虐待の疑い □ 性的虐待の疑い □ 経済的虐待の疑い

□ 虐待とは言い切れないが不適切な状況（　　）

□ 虐待の可能性は低い

2　今後の対応

□ 虐待対応（事実確認）を開始

□ 虐待以外として対応（判断根拠:　　）

□ その他（判断根拠:　　）

3　確認すべき事項

確認事項	確認方法	実施日時・期限	担当者	備考
高齢者の状況	□ 自宅訪問 □ 事業所訪問 □			
養護者の状況	□ 自宅訪問 □ □			
関係者（　　）から聴取	□ 訪問 □ 電話 □			
関係者（　　）から聴取	□ 訪問 □ 電話 □			
関係者（　　）から聴取	□ 訪問 □ 電話 □			
	□ 自宅訪問 □ 事業所訪問 □			
	□ 自宅訪問 □ 事業所訪問 □			

事実確認中に予測されるリスクと対応方法等

事実確認票

※1「通」：通報があった内容に〇をつける。
※2「確認日」：地区保健福祉センター又は地域包括支援センター職員が確認した日付を記入する。
※3：**太字**の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

高齢者氏名	

	通	確認日	場所	確認項目	確認内容	確認方法
身体の状態・けが等				**外傷等**	□ **頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)** □ **腹部外傷** □ 火傷 □ **重度の褥瘡** □ あざや傷 □ 刺し傷 □ 打撲痕・腫脹 部位: 大きさ:	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				全身状態・意識レベル	□ **全身衰弱** □ **意識混濁**	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				脱水症状	□ **重い脱水症状** □ **脱水症状の繰返し** □ 軽い脱水症状	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				栄養状態等	□ **栄養失調** □ 低栄養・低血糖の疑い	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				体重の減少	□ 急な体重の減少 □ やせすぎ	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				出血や傷の有無	□ 生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
	特記事項 （時期・頻度等）					
生活の状況				衣服･寝具の清潔さ	□ 着の身着のまま □ 濡れたままの下着 □ 汚れたままのシーツ	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				身体の清潔さ	□ 身体の異臭 □ 汚れのひどい髪 □ 皮膚の潰瘍 □ のび放題の爪	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				適切な食事	□ 菓子パンのみの食事 □ 余所ではガツガツ食べる □ 拒食や過食が見られる	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				適切な睡眠	□ 不眠の訴え □ 不規則な睡眠	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				行為の制限	□ 自由に外出できない □ 長時間家の外に出されている □ 自由に家族以外の人と話すことができない	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				不自然な状況	□ 資産と日常生活の大きな落差 □ 食べる物にも困っている □ 年金通帳・預貯金通帳がない	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				住環境の適切さ	□ 異臭がする □ 極度に乱雑 □ ベタベタした感じ □ 暖房の欠如	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
	特記事項 （時期・頻度等）					
話の内容				**恐怖や不安の訴え**	□ **「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言**	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				保護の訴え	□ **「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言**	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				強い自殺念慮	□ **「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す**	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				あざや傷の説明	□ つじつまが合わない □ 求めても説明しない □ 隠そうとする	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				金銭の訴え	□ 「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				性的事柄の訴え	□ 「生殖器の写真を撮られた」などの発言	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
				話のためらい	□ 関係者に話すことをためらう □ 話す内容が変化	□ 目視 □ 写真 □ 記録 □ 聞き取り □ その他 ()
	特記事項 （時期・頻度等）					

	通	確認日	場所	確認項目	確認内容	確認方法
表情・態度				おびえ、不安	□ おびえた表情　□ 急に不安がる　□ 怖がる □ 人目を避けたがる	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				無気力さ	□ 無気力な表情　□ 問いかけに無反応	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				態度の変化	□ 家族のいる場面いない場面で態度が異なる □ なげやりな態度　□ 急な態度の変化	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
	特記事項 （時期・頻度等）					
適切な支援				適切な医療の受診	□ 家族が受診を拒否 □ 受診を勧めても行った気配がない	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				適切な服薬の管理	□ 本人が処方されていない薬を服用 □ 処方された薬を適切に服薬できていない	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				入退院の状況	□ 入退院の繰り返し □ 救急搬送の繰り返し	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				適切な介護等サービス	□ 必要であるが未利用　□ 必要量が極端に不足 □ 勧めても無視あるいは拒否	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				支援のためらい・拒否	□ 援助を受けたがらない □ 新たなサービスは拒否	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				費用負担	□ サービス利用負担が突然払えなくなる □ サービス利用をためらう	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
	特記事項 （時期・頻度等）					
養護者の態度等				**支援者への発言**	□ **「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある**	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				保護の訴え	□ **養護者が高齢者の保護を求めている**	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				暴力、脅し等	□ **刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある**	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				高齢者に対する態度	□ 冷淡　□ 横柄　□ 無関心　□ 支配的　□ 攻撃的 □ 拒否的	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				高齢者への発言	□ 「早く死んでしまえ」など否定的な発言 □ コミュニケーションをとろうとしない	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				支援者に対する態度	□ 援助の専門家と会うのを避ける　□ 拒否的 □ 話したがらない　□ 専門家に責任転嫁	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
				精神状態・判断能力	□ 虐待者の精神的不安定・判断力低下 □ 非現実的な認識	□ 目視　□ 写真　□ 記録 □ 聞き取り □ その他 (　　)
	特記事項 （時期・頻度等）					
その他						

アセスメント票

記載日：　　年　　月　　日　　記載者：

1　高齢者の情報

氏名		□ 男　□ 女　□ その他　歳	居所	□ 自宅 □ 入所・院(　　)	
居所・今後の生活の希望	居所の希望：□ 在宅　□ 入所　□ 不明 ／ 分離希望：　□ 有　□ 無　□ 不明				
性格上の傾向 こだわり 対人関係等					
高齢者の状態	意思疎通：　□ 可能　　□ ある程度可能　　□ 困難　　□ 不明 話の内容：　□ 一貫している　　□ 変化する 生活意欲：　□ 意欲や気力が低下している　□ 意欲や気力が低下していない				
主な疾病・傷病			かかりつけ医		
受診状況			服薬状況		
診断の必要性	□ 内科　□ 外科　□ 整形外科　□ 精神科　□ その他（　　） 具体的症状等：				
要介護認定	□ 非該当　　□ 要支援（　　）　　□ 要介護（　　） □ 申請中（　　年　　月　　日申請）　　□ 未申請				
手帳	□ なし　　□ あり（ □ 身体　□ 療育　□ 精神　等級：　　）				
精神状態	□ 認知症（ □ 診断あり　□ 疑い）　□ うつ病（ □ 診断あり　□ 疑い） □ その他（　　）				
危機への対処	□ 自ら助けを求めることができる　□ 助けを求めることが困難 □ 助けを求める場所がある（　　）　□ 助けを求める場所がない				
各種制度利用	□ 介護保険　□ 総合支援法　□ その他（　　）				
経済状況	収入月額：　　万円 □ 就労　□ 年金　□ 生活保護　□ その他（　　）				
生活状況	食　事 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 移　動 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 掃除洗濯 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 排　泄 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 服薬管理 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 病院受診 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助		調　理 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 買い物 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 入　浴 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 金銭管理 □ 自立　□ 一部介助　□ 全介助 （金銭管理者：　　）		
関わりのある家族等（虐待の当事者を除く）	氏名	高齢者との関係	居住地		
			□ 市内　□ 市外（　　）		
			□ 市内　□ 市外（　　）		
			□ 市内　□ 市外（　　）		
			□ 市内　□ 市外（　　）		
その他 特記事項					

２　養護者の情報

氏名		□ 男　□ 女　□ その他	歳	高齢者との関係	□ 同居　□ 別居

居所・今後の生活の希望	居所の希望：□ 在宅　□ 入所　□ 不明 ／ 分離希望：　□ 有　□ 無　□ 不明
主な疾病・傷病	かかりつけ医
受診状況	服薬状況
手帳	□ あり（　□ 身体　　□ 療育　　□ 精神　　等級：　　）　□ なし
介護負担	被虐待高齢者に対する介護意欲：　□ あり　□ なし　□ 不明 介護技術・知識：　□ 高い　□ 低い　□ 不明 １日の介護時間：　□ ほぼ１日中　　□ 必要時のみ　□ 不明 介護の代替者：　□ あり　□ なし　□ 不明
具体的な介護状況（負担原因等）	
就労状況	□ 就労(曜日:　　時間帯:　　～　　時　雇用形態:　□ 正規　□ 非正規） □ 非就労　□ 福祉的就労
経済状況	収入額：月　　万円　　預貯金等：　　万円　　借金：　　万円 □ 高齢者の年金に生活費を依存　□ 借金トラブルがある　□ 生活保護受給 □ 介護保険料滞納　□ 国民健康保険税滞納　□ その他（　　）
近隣との関係	□ 良好　　□ 挨拶程度　　□ 悪い　　□ 関わりなし　　□ 不明
その他特記事項	

３　その他特記事項（高齢者・養護者以外）

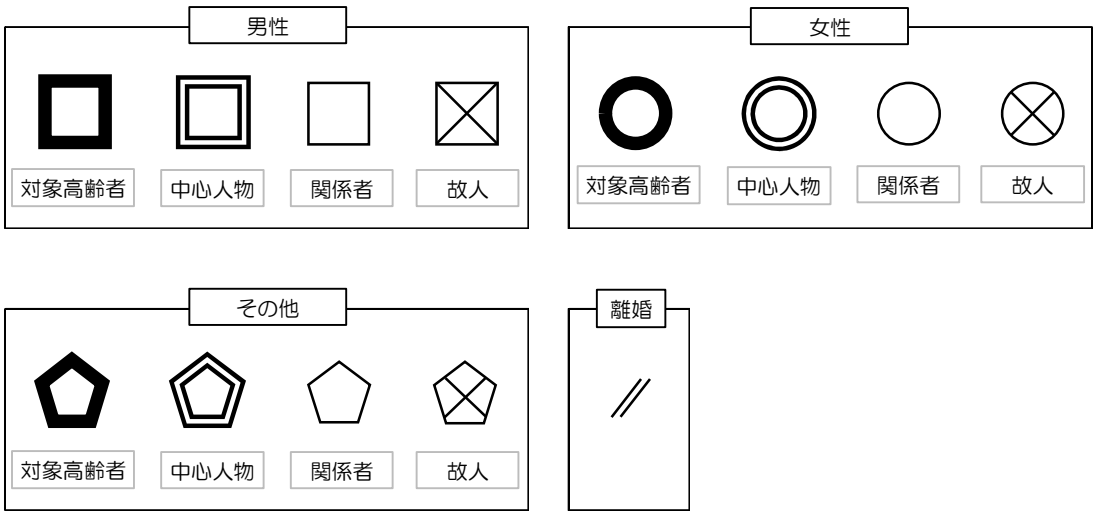
４　課題等のまとめ

１　高齢者	
２　養護者	
３　養護者以外の家族等	
４　その他	

■ジェノグラム

対象高齢者氏名 _____

【凡例】



上局報告の際は地区ｾﾝを
部・課に変更

【概要報告書様式】

養護者による高齢者虐待重篤事案
概　要　報　告　書

令和　　年　　月　　日	地区保健福祉センター

1　事案の概要

高齢者の現状	□死亡　　□重篤な障害　　□その他
概　要	

2　高齢者（被害者）の情報

氏　名		□男　☒女	年　齢	
住　所				
傷病等		要介護度		

3　養護者等（加害者）の情報

氏　名		☒男　□女	年　齢	
住　所				
傷病等				

4　発覚までの経緯

年　月　日	時　分	
年　月　日	時　分	
年　月　日	時　分	
年　月　日	時　分	
年　月　日	時　分	

5　通報の状況

年　月　日	時　分	署へ	☒通報済み　　□相談済み
特　記			

6　今後の見込み（報道対応予定、警察対応の要否等）

所長	次長	（　　）係長	（　　）係長	（　　）係長	係員	担当

コアメンバー会議記録票・計画書

開催日時	年　月　日　時　分～　時　分			
参加者	所属	氏名	所属	氏名

1　コアメンバー会議

高齢者氏名		
虐待事実の有無の判断根拠	継続性	
	一方性	
	当事者解決の困難性	
	その他	
虐待事実の判断	□ 虐待の事実あり　□ 虐待の事実なし　□ 判断できず　(事実確認の期限：　年　日まで)	
虐待の類型	□ 身体的虐待　□ 放棄・放任　□ 心理的虐待　□ 性的虐待　□ 経済的虐待　□ その他	
緊急性ありの判断根拠	□ 入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療)	
	□ 被虐待者・養護者が保護を求めている	
	□ 暴力や脅しが日常的に行われている	
	□ 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態	
	□ 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある	
	□ 高齢者の安全確認ができていない	
	□ その他(　　)	
緊急性の判断	□ 緊急性あり　□ 緊急性なし	
高齢者本人の意見・希望		
養護者の意見・希望		
対応の内容	□ 緊急分離保護 → 措置の適用　□ あり　□ なし	
	□ 入院　□ 面会制限　□ 立入調査　□ 警察への援助要請	
	□ 在宅サービスの導入・調整(　　)	
	□ 成年後見制度　□ 生活保護　□ その他(　　)	
総合的な対応方針		
虐待ケア会議の必要性	□ なし	
	□ あり → (参集メンバー：　　)	

２　支援計画書

対象	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
			何を・どのように	担当者等	実施日時・期間
高齢者					
養護者					
その他家族等					
関係者					

対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等

次回評価予定日：　　年　　月　　日

保福セ第　　号
年　　月　　日

いわき　　警察署長　様

いわき市長　　㊞

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 12 条第１項及び同条第２項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日　時	年　月　日　時　分～　時　分
	場　所	
	援助方法	□ 調査の立会い　□ その他 □ 周辺での待機　（　）
高齢者	(ふりがな) 氏　名	男 ・ 女
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	住　所	□ 上記依頼援助場所に同じ □ その他（　）
	電話番号	
	特記事項	
養護者等	(ふりがな) 氏　名	男 ・ 女
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	住　所	□ 上記依頼援助場所に同じ □ その他（　）
	電話番号	職　業
	高齢者との関係	□ 配偶者　□ 子　□ 子の配偶者　□ 孫 □ その他親族（　）　□ その他（　）
虐待の状況	行為類型	□ 身体的虐待　□ 心理的虐待　□ 経済的虐待 □ 性的虐待　□ 介護・世話の放棄・放任
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話番号	
	その他	

【立入調査実施通知書】（例）

×○○地区セ第××号
令 和 × 年 × 月 × 日

養護者氏名　様

いわき市○○地区保健福祉センター所長　　印

立入調査の実施について（通知）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。)」の規定に基づき、次により立入調査を実施するので通知します。

1　立入調査を実施する根拠

高齢者虐待防止法第 11 条第 1 項

高齢者虐待防止法
第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　立入調査を実施する理由

(1)　高齢者氏名の安否及び生活状況を確認するため。

(2)　(1)が、次により立入調査の実施以外の方法では困難なため。

虐待による被害が疑われる高齢者に対し、令和×年×月×日から×月×日にかけて合計×回、いわき市○○地区保健福祉センター職員等が訪問し面談を試みたが、いずれも留守又は養護者による拒否により実施できなかった。

3　立入調査を実施する日時

令和×年×月×日　←実施日当日

4　立入調査を実施する場所

いわき市○○…　←高齢者自宅住所

5　立入調査を実施する職員

いわき市○○地区保健福祉センター	福祉介護係長	○○	○○
	福祉介護係主査	○○	○○
	〃　事務主任	○○	○○
	健康係指導保険技師	○○	○○

随行員

いわき市○○地域包括支援センター	社会福祉士	○○	○○
	主任介護支援専門員	○○	○○

いわき市○○地区保健福祉センター○○係【担当】○○
【電話】0246（22）1111（内線）1234～5678

（表面）

第　　号

証　　明　　書

写　真	氏　名
	生年月日　　年　月　日
	所　属

上の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条第１項の規定による高齢者の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日発行

いわき市長　　印

（裏面）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（立入調査）

第 11 条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 39 第２項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 20 号様式（第 17 条関係）

弁 明 機 会 付 与 通 知 書

年　　月　　日

様

いわき市長　　㊞

<table>
<tr><td>弁明の件名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>不利益処分の原因となる事実</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>弁明の方式</td><td colspan="2">□　弁明書の提出</td><td>□　口頭による弁明</td></tr>
<tr><td rowspan="2">弁明書の提出</td><td>提出先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>提出期限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">口頭による弁明</td><td>出頭すべき日時</td><td colspan="2">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>出頭すべき場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">弁明の機会の付与に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　証拠書類又は証拠物を提出することができます。

2　口頭による弁明をするときは、代理人を選任し、口頭による弁明に関する一切の行為をさせることができます。その場合には、代理人資格証明書を提出してください。

いわき市○○地区保健福祉センター○○係【担当】○○
【電話】0246（22）1111（内線）1234～5678

第 19 号様式（第 16 条関係）

弁　明　書

年　　月　　日

いわき市長　様

住　　所
提出者　氏　　名
電話番号

弁明の件名	
弁明の内容	
添付する証拠書類又は証拠物	

【面会制限処分通知文書】（例）

×○○地区セ第××号
令和×年×月×日

養護者氏名　様

いわき市○○地区保健福祉センター所長　　印

面会の制限について（通知）

「高齢者虐待の防止､高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）の規定に基づき、次によりあなたと高齢者との面会を制限するので通知します。

1　対象となる高齢者

氏名	○○　○○	生年月日	○○×年×月×日	続柄	あなたの○

2　面会を制限する内容

対象となる高齢者との面会の全部制限（面会の禁止）

3　面会を制限する根拠

高齢者虐待防止法第13条

高齢者虐待防止法 第13条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

4　面会を制限する理由

【例】養護者氏名（以下A）は、令和●年●月●日、現に養護していた高齢者氏名（以下B）に対し、その顔面を殴って打撲のけがを負わせ、もって養護者による高齢者虐待を行った。このため、Bに対して、令和●年●月●日、老人福祉法第11条第1項第2号に基づき施設入所の措置を採った。AとBとの面会により●●●●が懸念されることから、AとBとの面会を制限する必要がある。

5　面会を制限する期間

令和×年×月×日　　から4に記す理由が消失し本件処分の解除を通知するまで

（教示）

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、いわき市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

いわき市○○地区保健福祉センター○○係【担当】○○
【電話】0246（22）1111（内線）1234～5678

【面会制限実施依頼文書】（例）

×○○地区セ第××号
令和×年×月×日

養介護施設等の長　様

いわき市○○地区保健福祉センター所長　　印

面会制限の実施について（依頼）

本市が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応を行っている貴施設に入所又は入居している高齢者（以下「入所者等」という。）については、次により親族等との面会の制限が必要と思われることから、適切に対応されますよう依頼します。

1　面会の制限を依頼する当事者

入所者等	高齢者氏名	生年月日	○○×年×月×日
親族等	氏名	続柄	入所者等の○

2　面会を制限する内容

入所者等と親族等との面会の禁止

3　面会を制限する理由

親族等氏名（以下A）は、令和●年●月●日、●●●●等の発言をしており、入所者等氏名（以下B）との面会によりBが精神的苦痛を受ける恐れがあるほか、AがBを自宅に連れ帰ろうとすることが懸念されることから、AとBとの面会を制限する必要がある。

4　面会を制限する期間

本職が3に記す理由が消失したと判断し制限の解除を依頼するまで

（参考）面会制限の法的根拠

高齢者虐待防止法第13条は、老人福祉法の措置が採られた場合について高齢者と養護者との面会を制限できることを規定していますが、本件は同条に該当しないことから、民法第206条（所有権）に基づく施設管理権の範疇で実施していただくこととなります。

民法
第206条　所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。
高齢者虐待防止法
第13条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

いわき市○○地区保健福祉センター○○係【担当】○○
【電話】0246（22）1111（内線）1234～5678

【面会制限解除通知文書】（例）

×○○地区セ第××号
令和×年×月×日

養護者氏名　様

いわき市○○地区保健福祉センター所長　　印

面会の制限の解除について（通知）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号）の規定に基づき令和×年×月×日×○○地区セ第××号で通知したあなたと高齢者との面会の制限について、次により解除するので通知します。

1　面会を制限していた高齢者

氏名	高齢者氏名	生年月日	○○×年×月×日	続柄	あなたの○

2　面会の制限を解除する日

令和×年×月×日

いわき市○○地区保健福祉センター○○係【担当】○○
【電話】0246（22）1111（内線）1234～5678

成年後見制度利用にかかる調査票

作成日　令和　年　月　日

<table>
<tr><td rowspan="4">本人基本項目</td><td>氏　名</td><td colspan="2">□男･□女</td><td>生年月日</td><td>S　　年　　月　　日（　　）歳</td></tr>
<tr><td>住　所
(住民票上)</td><td colspan="2">いわき市
TEL</td><td>実際に住んでいる場所</td><td>自宅・病院・施設（　　）
TEL</td></tr>
<tr><td>福祉に関する認定等</td><td colspan="4">1介護認定 [□未申請　□申請中　□認定済：要支援（　）・要介護（　）]
2知的障害 [療育手帳　□有（ A・B ）・ □無]
3精神障害 [精神保健福祉手帳　□有（　）級 ・ □無]（自立支援医療の利用　□有・□無）
4身体障害 [身体障害者手帳　□有（　）種（　）級 ・ □無] 障害名（　　）</td></tr>
<tr><td>財産状況</td><td colspan="4">収入総額　月（　　）円　　支出総額　月（　　）円　　資産
1年金　円　　1家賃　円　　預金（　　）円
2生活保護　円　　2福祉・介護ｻｰﾋﾞｽ利用料　円　　負債（　　）円
3賃金　円　　3生活費（食費等）　円　　不動産　□有・□無
4その他（　　）円　　4その他（　　）円　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本人健康情報</td><td>健康状態</td><td colspan="4">1現病歴・既往歴
年月日 ／ 診断名 （医療機関名） ／ 経過
（　　） □治療中・□経過観察中・□治療終了
（　　） □治療中・□経過観察中・□治療終了
（　　） □治療中・□経過観察中・□治療終了
（　　） □治療中・□経過観察中・□治療終了
2かかりつけ医（□有・□無）有の場合→医療機関・医師名（　　）
➥成年後見申立用診断書の作成依頼（ □可･□不可･□要調整 ）</td></tr>
<tr><td>ＡＤＬ</td><td colspan="4">【身体機能】
【生活機能】
【認知機能】
【認知症高齢者/障害高齢者の日常生活自立度】(自立)　【障害支援区分】(認定なし)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人の生活歴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉･介護ｻｰﾋﾞｽ利用状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">社協・そよ風ﾈｯﾄ等利用状況</td><td colspan="4">□利用していない（理由　　）□申込み中　□利用している（　　年　月頃から）
□社協・□そよ風・□その他（　　）→ｻｰﾋﾞｽ内容（□日常的金銭管理・□書類等預かり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">日常・社会生活の状況に関するアセスメント</td><td colspan="4">※できる場合は○、一部支援が必要な場合は△、全面的に支援が必要な場合は×を選択。
（△）身体機能・生活機能（食事・入浴・着替え等）について
（△）日常的な行為に関する意思の伝達について ｝
（△）日常的な行為に関する理解について ｝
（△）日常的な行為に関する短期的な記憶について ｝ 認知機能について
（△）家族等を認識できているかについて ｝
（△）日常・社会生活上支障となる行動障害について　（△）日常の意思決定について
（△）社会・地域との交流頻度について　（△）金銭の管理について</td></tr>
<tr><td colspan="2">重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

成年後見制度 利用の必要性	□ 身上保護　□ 財産管理　□ 虐待及び権利侵害　□ その他（　　） （重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題への対応策として、制度利用が必要と判断する具体的理由）
本人の意向 （推定意思）	

家族情報	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
				□有･□無	□有･□無･□不明	
				□有･□無	□有･□無･□不明	
				□有･□無	□有･□無･□不明	
				□有･□無	□有･□無･□不明	
	緊急連絡先（氏名　　続柄　　） （住所　　TEL　　）					
	本人との関係性					

キーパーソン	課題解決の協力者 □有・□無　(氏名：　　年齢：　歳　続柄：　　) ４親等内親族　□有・□無　(氏名：　　年齢：　歳　続柄：　　) (申立人)　□有・□無　(氏名：　　年齢：　歳　続柄：　　) □日常的な金銭管理の支援　□施設入所・病院入院の契約締結　□死亡時の対応 □見守り・付き添いのみ　□その他（　　）
望ましい後見人等候補者	□弁護士　□ 司法書士　□社会福祉士　□親族　□市民後見人　□その他(　　) ➥(氏名：　　年齢：　歳　続柄：　　)
想定される後見の類型及び申立ての動機	□後　見　　□保　佐　　□補　助 □預貯金等の管理・解約　□相続手続　□福祉・介護サービス等利用契約 □保険金の受取　□訴訟手続等　□入院契約 □不動産の管理・処分　□訪問販売等の契約の取消　□その他（　　）
特記事項	

個別検討会議（令和　　年　　月　　日開催）	
【出席者】 【検討内容】 【支援方針】(市長申立てによる成年後見利用支援が必要と判断された場合は、制度利用につながるまでの間の支援策を含む)	

成年後見利用支援の必要性	□有・□無	今後の対応	□市長申立て　□各種施策・サービスの利用 □親族申立ての勧奨　□その他（　　） 備考

所長	次長	係長	係員

本人の日常・社会生活の状況に関するアセスメントシート

1　本人の日常・社会生活の状況について

(1)　身体機能・生活機能について

ア　食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

□　支援の必要はない。

□　一部について支援が必要である。

※必要な支援について具体的に記載してください。

□　全面的に支援が必要である。

イ　今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等を記載してください。

(2)　認知機能について

日によって変動することがあるか：□　あり　□　なし

※「あり」の場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでにチェックを付してください。

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について

※「日常的な行為」は、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。

□　意思を他者に伝達できる。
（日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）

□　伝達できない場合がある。
（正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）

□　ほとんど伝達できない。
（空腹である、眠いなどごく単純な意思を伝えることはできるが、それ以外の意思については伝えることができない。）

□　できない。
（ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ　日常的な行為に関する理解について

□　理解できる。
（起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる。）

□　理解できない場合がある。
（上記の点について、回答できるときとできないときがある。）

□　ほとんど理解できない。
（上記の点について、回答できないことが多い。）

□　理解できない。
（上記の点について、基本的に回答することができない。）

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について

□　記憶できる。
（直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。）

□　記憶していない場合がある。
（上記の点について、回答できるときとできないときがある。）
□　ほとんど記憶できない。
（上記の点について、回答できないことが多い。）
□　記憶できない。
（上記の点について、基本的に回答することができない。）

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している。
（日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。）
□　認識できていないところがある。
（日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。）
□　ほとんど認識できていない。
（日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。）
□　認識できていない。
（日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。）

⑶　日常・社会生活上支障となる行動障害について

※「行動障害」とは、外出すると戻れない、物を壊す、大声を出すなど、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

□　支障となる行動はない。　□　支障となる行動はほとんどない。
□　支障となる行動がときどきある。　□　支障となる行動がある。

※　支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに、当該行動について支援が必要な場合は、その支援の具体的内容を併せて記載してください。

⑷　社会・地域との交流頻度について

ア　家族・友人との交流、介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって、本人が日常的にどの程度、社会・地域と接点を有しているかについて、その交流する頻度を回答してください。

□　週１回以上　□　月１回以上　□　月１回未満

イ　交流内容について具体的に記載してください。

⑸　日常の意思決定について

※「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

□　できる。
（毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。）
□　特別な場合を除いてできる。
（テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。）
□　日常的に困難である。
（テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。）
□　できない。
（意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。）

(6)　金銭の管理について

※「金銭の管理」とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。

□　本人が管理している。
（多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している。）

□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。
（通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している。）
→支援者（氏名：＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿）
支援の内容（　　）

□　親族又は第三者が管理している。
（本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。）
→管理者（氏名：＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿）
管理の内容（　　）

2　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

※　課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。

3　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

□　申立てをすることを説明しており、知っている。
□　申立てをすることを説明したが、理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず、知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

4　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

後見人等候補者検討シート

以下の確認項目等に基づき、本人の課題解決にとって望ましい後見人等候補者を検討してください。検討にあたっては、権利擁護・成年後見センターが相談支援を行います。

専門性	課題の内容	望ましい候補者
法的支援の必要性	①□ 自己破産などの債務整理が必要である。 ②□ 法的紛争性の可能性がある。 ③□ 不動産の権利（所有権・抵当権・賃借権等）調査、不動産の処分、相続手続き、少額訴訟（140 万円以下）が必要である。 ④□ 債務はあるが、法律職以外でも対応が可能、あるいは法律職に対応を依頼することで解決が可能と推察される。 ⑤□ 特段の法的課題はない。	①、②□ 弁護士が妥当 ③□ 司法書士が妥当 ④、⑤□ 法律職以外でも妥当
福祉的支援の必要性	①□ 身上保護の面で特段の配慮が必要。 ②□ 権利擁護支援チームの形成に課題がある。 ③□ 既存の権利擁護支援チームとの連携で十分対応が可能と見込まれる。	①、②□ 福祉専門職が妥当 ③□ 福祉専門職以外でも妥当

（※）権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。
（出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月 25 日閣議決定））

所長	次長	（　　）係長	（　　）係長	（　　）係長	係員	担当

高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者氏名				
開催日時	年　月　日　時　分～　時　分			
参加者	所属	氏名	所属	氏名

1　目標達成状況の評価等

対象	目標	実施状況 （誰がどのように取り組んだか）	目標達成状況 （日付、内容、確認した事実等）	支援計画の変更の有無、変更内容
高齢者				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】
				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】
				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】
養護者				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】
				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】
				□ 変更あり □ 変更なし 【内容】

2　虐待発生のリスク状況の評価

□ 虐待が発生している　□ 虐待の疑いがある　□ 一時的に解消している（再発の可能性が残る）
□ 虐待は解消した　□ 虐待は確認されていない　□ その他（　　）

3　高齢者及び養護者の意見・希望等

高齢者の意見等	
養護者の意見等	

4　評価結果のまとめ

□ 虐待対応の終結 →　□ 訪問を継続　□ 関係者への確認を継続　□ その他（　　）
□ 現在の計画に基づき対応を継続　□ アセスメント・計画の見直し
□ その他（　　）

次回評価予定日：　　年　　月　　日

所長	次長	（　　） 係長	（　　） 係長	（　　） 係長	係員	担当

高齢者虐待ケア会議記録票・計画書

開催日時	年　月　日　時　分～　時　分			
参加者	所属	氏名	所属	氏名

1　高齢者虐待ケア会議

高齢者氏名	
会議の目的	
検討事項等	
現在の総合的な対応方針	
これまでの対応状況	
高齢者本人の意見・希望	
養護者の意見・希望	
その他	

２　支援計画書

対象	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）		
			何を・どのように	担当者等	実施日時・期間
高齢者					
養護者					
その他家族等					
関係者					
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等					
次回評価予定日：　　年　　月　　日					

専門相談票　　（No.　　）

相談日	年　月　日 曜日　　時　分	法律職	社福士	記録者
		出席者		

相談内容	
対応内容	
対応結果	・継続支援（　　） ・センター継続支援及び調査　・終了　・その他（　　）
備考	

いわき市高齢者虐待対応マニュアル（養護者編）
令和８年３月発行
■発 行 いわき市
■編 集 保健福祉部 地域包括ケア推進課
〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地
☎ 0246（27）8574